

12 健康づくり

超高齢社会を迎えた横浜が、これからも活力あふれる街であるためには、単に寿命を延ばすだけでなく、その内の健康な期間「健康寿命」を延ばす取組が非常に重要です。

1 健康横浜 21

横浜市では、平成 13 年 9 月に、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である「健康横浜 21」を策定し、生活習慣病の予防に重点をおいて健康づくりの取組を進め、その評価・課題を踏まえ、平成 25 年 3 月に 10 年間の横浜市の健康づくりの指針となる「第 2 期健康横浜 21」を新たに策定しました。

健康寿命を延ばすには、高齢期の健康づくりだけではなく、生涯にわたりライフステージに応じた健康づくりを継続して行うことが大切です。併せて、健康に関する知識の普及・啓発に加え、一人ひとりが生活の中で無理なく健康づくりを行えるよう、個人を取り巻く家庭、学校、職場など地域全体でサポートするような環境を整えることが求められています。

(1) 策定の趣旨

ア 「第 2 期健康横浜 21」が目指す健康づくり

「健康」の概念は広く、感染症等の疾病やこころの健康など様々な課題がありますが、市民の最も大きな健康課題の 1 つである生活習慣病に着目し、今後 10 年間の横浜市の健康づくりの指針となる第 2 期健康横浜 21 を策定します。

イ 計画期間

平成 25 年度から令和 4 年度まで（令和 5 年度までに延長）

ウ 基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

エ 基本目標

10 年間にわたり健康寿命を延ばします。

オ 取組テーマ

○生活習慣の改善（「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の 5 つの分野から、生活習慣の改善にアプローチします。）

○生活習慣病の重症化予防（がん検診・特定健診の普及を進めます。）

カ 第 2 期計画を推進する視点

健康づくりに関する意識・知識を行動につなげる取組をいっそう効果的に進めるため、3 つの視点で計画を推進します。

(ア) ライフステージに合わせた取組

育ち・学びの世代（乳幼児期～青年期）、働き・子育て世代（成人期）、稔りの世代（高齢期）

(イ) 「きっかけづくり」と「継続支援」を踏まえた取組

(ウ) 人口構造や世帯構造、疾病状況、社会資源等の区の特性を踏まえた様々な関係機関・団体と連携した取組

(2) 横浜市民の健康づくりを取り巻く現状

ア 市民の死因の 6 割をがん、心疾患、脳血管疾患の生活習慣病が占めており、脳血管疾患については、要介護状態となる最も大きな原因疾患となっています。

イ 人口の高齢化の進展により、生活習慣病のリスクはますます増加すると考えられます。

ウ 生涯未婚率や単身世帯の増加など世帯構造の変化により、要介護者が増加した場合の社会的な負荷が高まると考えられます。

(参考) 横浜市民の平均寿命と健康寿命*

	健康寿命 (令和元年)		平均寿命 (令和元年)	
	男性	女性	男性	女性
全国	72.68年	75.38年	81.14年	87.45年
神奈川県	73.15年	74.97年	82.07年	87.88年
横浜市	72.60年	75.01年	82.03年	87.79年

*健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」をいいます。

*横浜市の健康寿命、平均寿命以外は令和3年12月20日厚生労働省発表のデータです。

(3) 行動目標と取組について

ア ライフステージ別行動目標

		育ち・学びの世代 (乳幼児期から青年期)	働き・子育て世代 (成人期)	稔りの世代 (高齢期)
生活習慣の改善	食生活	3食しっかり食べる	野菜たっぷり・塩分少なめ バランスよく食べる	「口から食べる」を維持する
	歯・口腔	しっかり噛んで食後は歯磨き	定期的に歯のチェック	
	喫煙・飲酒	受動喫煙を避ける	禁煙にチャレンジ お酒は適量	
	運動	毎日楽しくからだを動かす	あと1,000歩、歩く 定期的に運動する	歩く、外出する
	休養・こころ	早寝・早起き	睡眠とってしっかり休養	
生活習慣病の重症化予防			定期的ながん検診を受ける 1年に1回 特定健診を受ける	

イ 取組に対する考え方

(ア) 地域や対象となるライフステージの特性を総合的に捉え、重点的に取り組む行動目標を設定することや、複数の行動目標を組み合わせることで、効果的に取組を進めます。

(イ) 健康づくりを意識しなくても健康により行動を取れる機会づくり等、健康づくりの広がりのための工夫を行います。

(4) 計画の推進体制

ア 健康づくりに係る様々な団体や専門家からなる健康横浜21推進会議を設置し、各関係機関が相互に協働しながら具体的な取組を増やしていきます。

イ 新たに、健康横浜21庁内連絡会議を設置し、関係部署が市民の健康づくりに関する情報の共有化と連携を高めるとともに、必要に応じて横断的な取組を推進しています。

(5) 計画の評価

ア 評価スケジュール

計画期間の中間年にあたる平成29年度には中間評価を令和3年度には取組の最終評価を行います。

イ 評価方法

- (ア) 基本目標である健康寿命の変化をみるとともに、目標値を設定した 17 種類 19 項目の行動目標指標の変化を確認します。
- (イ) 取組のプロセスも含めた総合的な評価を行うため、生活習慣病に関連する疾病状況や身体状況、生活習慣、意識・知識、社会環境に関するデータを、モニタリング項目 (81 項目)として設定し、行動目標と併せて進捗状況を確認します。

2 健康教育

(1) 横浜市健康づくり月間事業

市民と行政が連携し、生涯にわたる健康づくり運動を推進する目的で、毎年 9～11 月に開催しています。

・健康増進相談者数（市医師会委託事業） 68 人

(2) 健康手帳の交付

健康診査の記録、受診の記録やその他生活習慣病の予防などのために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てられるように、40歳以上の市民で希望者に交付しています。市医師会加入の医療機関及び福祉保健センター窓口等で交付しています。

年度別健康手帳交付数

年 度	計	福祉保健センター等交付数	医療機関交付数
平成 30 年度	4,777	1,455	3,322
令和元年度	4,722	956	3,766
令和 2 年度	2,388	636	1,752

(3) たばこ対策事業

喫煙は、がん・循環器疾患の危険因子であると同時に、ニコチンの依存性や受動喫煙の危険性が指摘されており、個人の嗜好にとどまらない健康問題となっています。

望まない受動喫煙をなくすために令和 2 年 4 月 1 日から改正健康増進法が全面施行され、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙の防止措置を講ずる義務が課せられました。

市民の健康を守る立場から、受動喫煙防止を含むたばこ対策を積極的に行う必要があると考えており、各区福祉保健センターにおいて、たばこに関する正しい知識の普及啓発や禁煙相談、小中学校等と連携した未成年者への喫煙防止教育等を実施しています。

実施状況

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等
防煙対策 (* 1)	397	16,796	570	32,401	622	23,566	96	16,942
受動喫煙対策 (* 2)	115	33,317	396	56,183	174	37,652	11	329
禁煙支援 (* 3)	119	119	106	106	98	98	26	26

(* 1) 未成年者及び若年女性を中心とした喫煙開始の防止と喫煙習慣化の防止対策

(* 2) 受動喫煙の影響の防止するための普及啓発を中心とした対策

(* 3) 禁煙希望者に対する禁煙サポート対策

(4) 生活習慣改善相談

市民を対象に生活習慣病等に関する個別相談を実施します。(平成20年度から実施)

年 度	実施回数	参加者数
平成29年度	786	3,265
平成30年度	784	3,410
令和元年度	804	3,128
令和2年度	651	1,591

3 栄養改善

栄養改善・健康増進にかかる各事業は、健康増進法、地域保健法、母子保健法、食育基本法、栄養士法等に基づき行われています。市民が、生涯を通じて健康に過ごすためには、個々人に適した生活習慣を確立していくことが重要であることから、ライフサイクルに応じた健康教育を実施しています。

また、特定給食施設に対する施設指導や食品の表示等に関する業者指導等を行っています。

(1) 健康増進事業

ア 栄養・健康相談及び指導

市民を対象に、健康増進や疾病予防など、年齢や身体状況、生活環境に応じた栄養・健康相談及び指導を実施しています。

栄養・健康相談及び指導状況(令和2年度実績)

対象者等	指導回数	指導人数等
4か月児	381	18,097
1歳6か月児	409	19,121
3歳児	392	21,172
その他乳幼児(集団)	611	10,677
その他乳幼児(個別)	-	867
離乳食教室	148	1,121
乳幼児食生活健康相談	-	997
母親教室	156	2,073
その他妊産婦(集団)	0	0
その他妊産婦(個別)	-	18
その他健康相談(個別)	-	938

イ その他の健康教室

区独自の健康教室や、地域、学校等からの依頼による講習会を開催しています。

その他健康教室実績

	開催回数	指導人数
令和2年度	184	5,878

(2) 食生活等改善推進員関連事業

ア 養成事業

食生活改善を中心とした地区組織活動に参加する食生活等改善推進員を養成することを目的に、食生活等改善推進員養成講座を各区福祉保健センターにおいて開催しています。

また、全市における合同研修会も開催しています。

食生活等改善推進員養成事業実績

	開催回数	延参加者数	参加実人員	修了者数
令和2年度	105	947	151	102

全市合同研修会（食生活等改善推進員全市合同研修会）開催状況

日程	参加者	内 容
令和2年12月1日	210	講演「より早期からのフレイル予防！～健康長寿のための3つの柱～」 講師 東京大学高齢社会総合研究機構 教授 飯島 勝矢 氏

イ 地区組織活動支援事業

健康横浜を推進するため、ライフサイクルに応じた普及啓発活動として市民の健康づくり事業を行っています。また、食生活等改善推進員養成講座修了者から構成されている横浜市食生活等改善推進員協議会が中心となって実施する、食習慣の改善を中心とする地域の健康づくり活動を支援しています。

参加者の状況（令和2年度実績）

		開催回数	参加者数
市民の健康づくり推進事業 （ライフステージ別健康づくり事業）	育ち・学び世代	36	1,128
	働き・子育て世代	36	1,174
	稔り世代	36	841
その他地区活動		11	546
研修会等		1,060	7,647

(3) 特定給食施設指導

学校・事業所・病院等の給食施設が健康増進法に基づき給食利用者の健康づくりが図れるように適切な栄養管理を行うための研修会や巡回指導等を実施し、必要な知識・技術の普及啓発を行っています。

給食施設指導件数（令和2年度実績）

	件数
総数	1,191
特定給食施設で栄養士のいる施設	360
特定給食施設で栄養士のいない施設	120
その他の給食施設で栄養士のいる施設	398
その他の給食施設で栄養士のいない施設	313

* 特定給食施設とは、特定かつ多数のものに対し、継続的に1回100食以上、又は1日250食以上の食事を提供する施設をいいます。

研修会開催状況

名 称	日程	参加施設	内 容
全市合同給食施設 栄養管理研修会	令和2年 11月24日	259施設	講演「今、注目のナッジを健康行動に活用するには」 ～ナッジの基本と給食施設での活用方法～ 講師 青森県立保健大学 博士 竹林 正樹 氏
各区給食施設栄養 管理研修会等	通年 (計8回)	383施設	講演、事例発表、話し合い等

※ブロックごとに3回実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止で中止したため回数減

(4) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づく国民健康・栄養調査は、国民の健康状態、生活習慣の状況、栄養摂取量を把握し、健康との関係を明らかにする基礎資料として役立てています。令和元年度は、横浜市内9地区 60世帯 124人に対して調査を実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止。

(5) 特別用途食品、保健機能食品、食品の栄養成分表示及び広告の普及・指導

健康に対する関心の高まりにより、食品に求められる機能や情報が複雑多様化しています。食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう市民や業者に適切な情報の普及・指導等を行っています。

また、食品の栄養成分表示、健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大表示等の禁止等表示の適正化を図るため、普及啓発を行っています。

食品の栄養成分表示等に関する普及・指導件数（令和2年度実績）

	開催回数	指導人数	件数
市民に対する普及啓発（再掲）			
集団指導	205	4,067	-
個別相談	-	0	-
業者に対する指導及び相談			
特別用途食品・栄養機能食品	-	-	4
栄養成分表示・広告	-	-	186
外食栄養成分表示	-	-	41

4 よこはま健康アクション

(1) 健康経営企業応援事業

市内企業に対して「健康経営」の考え方を普及するとともに、推進するしくみを構築し、横浜市全体の健康づくりを推進していきます。特に、従業員の健康管理や健康づくりに関するノウハウがなかったり、取組が進まない中小企業等については、業種・業態で異なる健康課題に即した具体的な健康づくりの取組を提供することで「働く人」の健康づくりを推進しています。

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
健康経営の 概念普及	健康経営セミナー	実施回数	7	4	4
		参加企業数（社）	863	668	610
健康推進員 の養成	よこはま企業 健康推進員	参加企業数累計（社）	606	667	686
		新規	65	61	19
健康経営の推進	横浜健康経営認証	認証事業所数	199	200	323

(2) 生活保護受給者等の健康支援事業

平成25年12月の生活保護法一部改正により、「健康の保持及び増進に努めること」が生活保護受給者の責務となったため、平成26年度より保護及び保健担当部署が連携して、横浜市健康診査を活用した生活保護受給者への「健康管理支援」を18区で行っています。平成27年度からは、対象を新規の保護受給者にも拡大しました。また、「受療状況改善支援」については、モデル3区での実施を経て、平成29年度から18区で実施しています。

【実績の推移】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
健康管理支援	健診受診者数	259	283	363	132
	保健指導実数	109	157	129	107
	保健指導延数	326	476	196	163
受療状況改善支援	療養ケース	196	167	191	80
	頻回・重複	0	0	0	0
	実施区数	18	18	18	18

(3) 疾病の重症化予防

特定健診の結果や地域の特性に合わせた、生活習慣病重症化予防に関するシステムを構築するとともに、的確な対象への健診・受診啓発を行い、合併症や人工透析への移行を予防することで、医療費の抑制及び健康寿命の延伸を図ります。

【実績の推移】

糖尿病性腎症重症化予防事業	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施区	18	18	18	18
個別保健指導対象者人数（人）	482	460	255	410

※平成 29 年度より対象者選定基準を変更

糖尿病等の重症化予防・啓発		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施区		3	18	18	18
糖尿病指導実績（人）	個別	64	314	283	165
	集団	472	466	231	110

研修	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
研修（回）	2	3	2	2

5 歯科口腔保健

(1) 歯周病予防教室

平成 25 年度から「第 2 期健康横浜 21」の歯・口腔分野の事業に位置づけ、歯周病を中心とした成人の歯科疾患に関する正しい知識の普及を図り、口腔衛生についての自覚を高めることにより、生涯にわたる健康の保持を目的として、啓発を行っています。

歯周病予防教室実施状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施回数（回）	664	608	371
参加者数（人）	17,277	15,262	6,597

(2) オーラルフレイル予防

老化に伴うささいな歯や口腔機能等の低下からはじまり、最終的に食べる機能が低下するオーラルフレイルを予防するために、令和元年度から横浜市歯科医師会をはじめとした様々な関係団体と連携しながら、取組を進めています。

また、区における集団健康教育事業のテーマのひとつとして、市民や保健活動推進員、食生活等改善推進員等に啓発を行いました。

	令和元年度	令和2年度
研修・集団健康教育実施回数(回)	148	57

(3) 歯と口の健康週間

横浜市、横浜市歯科医師会、神奈川新聞社及び t v k（テレビ神奈川）で構成する横浜市歯と口の健康週間実行委員会が主催し、6月4日から10日までの歯と口の健康週間の期間を中心に市内各所で行事を実施しています。

中央行事としては、令和2年度は、コロナの影響により、イベントを中止しました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加人数(人)	9,337	10,052	13,276	中止

(4) 歯周病検診

歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を目的として、40歳・50歳・60歳・70歳の市民を対象に、歯周病検診実施医療機関（974機関）にて歯周病検診を行いました。

6 スポーツ医科学センター

「横浜市スポーツ医科学センター」は、スポーツ医学・科学を、市民の健康づくりや疾病の予防・治療・スポーツ活動の振興に活用するとともに、スポーツ選手の競技力向上を図るための拠点施設として、平成10年4月1日、現日産スタジアム内に開設されました。平成18年4月1日からは指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設運営を行っています。

市民やプロのスポーツ選手等、それぞれの目的にあわせた健康や運動のプログラムを実践できる施設を有し、次のような事業を展開しています。

（主な事業）

(1) スポーツプログラムサービス

利用者の医学的検査及び体力測定を行い、個人の健康状態や体力に応じて、各種アドバイスを行っています。

(2) スポーツ外来・リハビリテーション

内科、整形外科とも専門医（公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクター）による診察を行っています。また、整形外科医の診察によりリハビリが必要とされた方を対象に、医師の処方に基づくアスレティック・リハビリテーションを行っています。

(3) メディカルエクササイズコース

軽度の内科的・整形外科的疾患があり、積極的に運動することで症状の改善が望める方を対象に、医師の処方に基づき、水中運動療法やフロアエクササイズを行っています。

(4) スポーツ教室・健康教室等

スポーツプログラムサービスによって提供された運動プログラムを実践できるように、専門の指導員による体操や水泳、トレーニングなどの教室を開設しています。体操と水泳の教室では選手コースを設け、競技者の育成も行っています。また、気軽に始められるコースとして、初心者を対象とした短期のヨガや社交ダンスなどの健康教室を開催しています。

(5) スポーツ指導者の養成・研修、スポーツ医科学研究、情報サービスの提供等

スポーツ医科学に基づく健康づくり及びスポーツ振興に必要な人材の養成、研修の実施並びにスポーツ医科学の研究や情報の収集・提供を行っています。

また、研修室の貸出し及びプール・トレーニングルームの個人利用を行っています。

センターの利用人数

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
スポーツプログラムサービス	2,488	1,630	884
スポーツ外来・リハビリテーション	89,568	88,085	58,981
スポーツ教室・健康教室等	81,888	69,994	43,924
貸室・個人利用等	140,022	140,445	13,669
計	313,966	300,154	117,458

7 よこはま健康スタイルの推進

市民が楽しみながら継続的に健康の維持・増進に取り組む習慣を身につけることを目指し、平成26年11月から、18歳以上の市民等（平成28年5月までは40歳以上）を対象にしたよこはまウォーキングポイント事業と、子どもから大人まで楽しみながら健康づくりにつなげていくことができるよこはま健康スタンプラリーを実施しています。

(1) よこはまウォーキングポイント（人）

	新規参加者
平成26年度	95,923
平成27年度	66,169
平成28年度	70,500
平成29年度	67,714
平成30年度	22,046
令和元年度	15,467
令和2年度	11,067

(2) よこはま健康スタンプラリー（人）

	応募者数
平成26年度	8,733
平成27年度	21,594
平成28年度	23,318
平成29年度	28,229
平成30年度	14,347
令和元年度	14,954
令和2年度	7,499

8 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策事業では、飲食店への巡回や市民からの通報等を契機とした健康増進法に基づく指導を実施したほか、法の趣旨の周知啓発や子どもを受動喫煙から守るための取組として、公園等でのポスター掲示による啓発などを行いました。

事業実績

	令和元年度	令和2年度
コールセンター問い合わせ件数	2,652件	1,703件
届出事務処理件数	3,315件	730件
通報対応	—	430件
標識調査件数	—	10,051件
ポスター・ステッカー掲示	—	206件

13 検診

生活習慣病といわれるがん、心臓病、脳卒中等は、中高年層に多発しており、これらの疾病による死亡者数は、総死亡者数の半数以上を占めています。

そこで、生活習慣病をはじめとする中高年からの総合的な保健対策として、がん検診及び健康診査等を実施しました。

1 がん検診

がんは死亡原因の第1位を占めていますが、がんを早期発見し、早期治療の促進を図ることを目的に、各種がん検診を各区福祉保健センター、医療機関、検診車、市民病院予防医療センターの各施設で実施しています。

令和2年度の受診者数は、前年度と比較して、胃がん検診が46.8%の減少、肺がん検診が11.8%の減少、子宮頸がん検診が1.3%の減少、乳がん検診が24.2%の減少、大腸がん検診が18.4%の減少、PSA検査（前立腺）が9.9%の減少となりました。

各種がん検診の内容

検診項目	実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
胃がん検診	検診車 実施医療機関（X線）（約221） 実施医療機関（内視鏡）（約227）	50歳～	2年度に1回
肺がん検診	実施医療機関（約403） 各区福祉保健センター 市民病院予防医療センター	40歳～	年度に1回
子宮頸がん検診	実施医療機関（約188）	20歳～	2年度に1回
乳がん検診	実施医療機関（約261）	40歳～	2年度に1回
大腸がん検診	実施医療機関（約1,005）	40歳～	年度に1回
PSA検査 （前立腺）	実施医療機関（約1,227）	50歳～	年度に1回

※実施医療機関数は令和3年3月31日現在

がん検診受診者数

(人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		受診者数	受診者数	受診者数	受診者数
胃がん	医療機関（X線）	41,895	39,027	24,919	8,752
	医療機関（内視鏡）	13,773	17,938	21,511	15,966
	検診車	2,790	2,291		
	計	58,458	59,256	46,430	24,718
肺がん	医療機関	87,422	102,627	113,384	101,382
	各区福祉保健センター	4,179	3,938	3,165	1,413
	予防医療センター	2,904	医療機関に含む	医療機関に含む	医療機関に含む
	計	94,505	106,565	116,549	102,795
子宮頸がん	計	114,924	112,209	107,616	106,177
乳がん	検診車	690	640	650	349
	医療機関	59,101	60,919	57,082	43,406
	計	59,791	61,559	57,732	43,755
大腸がん	計	136,874	140,617	158,779	129,512
PSA検査 （前立腺）	計	69,651	73,076	74,149	66,832
合計		534,203	553,282	561,255	473,789

2 健康診査

糖尿病等の生活習慣病を予防する対策の一つとして、後期高齢者医療制度被保険者の市民及び40歳以上の生活保護受給者の方等を対象に、病院・診療所（約1,229の医療機関）で健康診査を実施しました。

健康診査の内容

実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
実施医療機関（約1,229） ※令和3年3月31日現在	後期高齢者医療制度被保険者の方 及び 40歳以上の生活保護受給者の方等	年度に1回

健康診査の受診者数 (人)

平成28年度	50,733
平成29年度	53,228
平成30年度	63,347
令和元年度	67,657
令和2年度	62,314

* 平成20年度より開始

14 地域保健

1 保健活動推進員事業

地域における市民の健康づくりを推進するため、保健活動推進員を置き、保健活動推進員会の活動を支援しています。令和2年度の状況は次のとおりです。

ア 保健活動推進員数（令和3年3月31日時点）

4,100人

イ 組織

市保健活動推進員会、18区保健活動推進員会、255地区保健活動推進員会（令和3年3月31日時点）

ウ 活動内容（各区福祉保健センター等と連携して実施）

市民の生涯にわたる健康づくりの支援、各種会議、研修、地域福祉保健の推進に向けた取組等

エ 活動実績

地域での健康づくり活動等 255地区合計で延べ1,988回

2 肝炎ウイルス検査

肝炎対策事業として市内の医療機関でB・C型肝炎ウイルス検査を実施しました。

* B・C型肝炎ウイルス検査の内容

実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
実施医療機関（約1,221）※令和3年3月31日現在	全年齢	1回限り

* B・C型肝炎ウイルス検査の受診者数（人）

年度	実施場所	B型肝炎	C型肝炎
平成29年度	医療機関	22,433	22,929
平成30年度	医療機関	25,148	25,502
令和元年度	医療機関	23,500	23,650
令和2年度	医療機関	19,420	19,520

* 各区福祉保健センターにおける肝炎ウイルス検査は19年度で終了

3 訪問指導

生活習慣病や認知症などで療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方、寝たきりの方などを介護している家族等を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が訪問して疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスをを行います。

訪問指導事業実施件数（延件数：人）

対象者	生活習慣病 要指導者	虚弱者・寝たきり・生活習慣病要指導者など	
		口腔衛生指導	栄養指導
従事者	保健師	歯科衛生士	栄養士
平成29年度	610	94	42
平成30年度	758	102	31
令和元年度	589	95	22
令和2年度	183	52	14

4 難病対策

原因が不明であって、治療方法が確立されていないいわゆる「難病」患者及びその家族等を対象に、特

定医療費（指定難病）助成事業、難病相談事業、難病患者訪問指導、在宅重症患者外出支援事業、難病患者一時入院事業等を実施しました。

(1) 特定医療費（指定難病）助成事業

「指定難病」にり患っていて一定の認定基準を満たしている患者に対し、特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、指定医療機関における医療費の一部を公費で負担します。

延べ認定者数の推移

(各年度 3 月末時点)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
25,794 人	22,573 人	23,748 人	24,145 人	26,579 人

扶助費の推移

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
3,339,245 千円	4,306,353 千円	4,565,198 千円

※平成 30 年 4 月に神奈川県から権限移譲

(2) 難病相談事業

難病患者及びその家族を対象に、医療・福祉・生活に関する相談の機会を設け、助言を行うことにより、適切な療養生活の確保に資することを目的とした難病相談会（講演会・交流会及び個別相談）を各区福祉保健センターで実施しています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、オンラインでの参加 29 人を含め延べ 767 人の参加がありました。

(3) 難病患者訪問指導事業

令和元年度の保健師による難病患者訪問指導件数は、延べ 621 件でした。

(4) 在宅重症患者外出支援事業

通常の交通機関での移動が困難な在宅療養難病患者が、通院や入退院、難病講演会などへの交通手段として特殊車両を使用した場合に、利用料の一部を助成し経済的負担を軽減することを目的として、平成 17 年度から事業を実施しています。令和 2 年度は延べ 442 件の助成を行いました。

(5) 難病患者一時入院事業

医療依存度の高い難病患者が、介助者の事情により、在宅で介助を受けることが一時的に困難となった場合に、一定期間医療機関へ入院できるようにすることを目的として、平成 17 年度から事業を実施しています。令和 2 年度は延べ 53 人、458 日の利用がありました。

5 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者の救済保護

昭和 44 年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和 45 年施行）が制定され、横浜市は昭和 47 年 2 月に同法による指定地域（鶴見区の東海道線より海側の地域）の適用を受けました。

今までに 1,578 人の市民が公害健康被害者としての認定を受けていますが、現行法である「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「補償等に関する法律」）の施行に伴い、昭和 63 年に全国の指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりました。

令和 2 年度末現在の公害健康被害者数は 351 人となっています。

横浜市は現在、「補償等に関する法律」及び同法の補完を目的に横浜市独自で制定した「横浜市公害健康被害者保護規則」（以下「保護規則」）をもとに、公害健康被害者対象に次の事業を行っています。

保護規則は、当初から横浜市で認定を受けた公害健康被害者が対象となります。

給付等一覧（公害健康被害者等対象）

給付の種類		令和2年度	給付の内容
「補償等に関する法律」に基づく給付	医療費	5,743件	認定疾病に係る治療を受けた場合に医療費を給付
	障害補償費	3,854件	障害の程度が3級以上である満15歳以上の方に支給
	療養手当	751件	月を単位として、入院1日以上、または通院4日以上の方に支給
	遺族補償費	96件	認定疾病により死亡した被認定者の遺族うち、一定の要件を満たす方に支給
	遺族補償一時金	3件	認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、遺族補償費を受けることができる方がいない場合に、一定の要件を満たす遺族に支給
	葬祭料	3件	認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った方に支給
「保護規則」に基づく給付等	療養補助費	363件	障害の程度が等級外で、障害補償費の支給を受けられない方に支給
	療養手当	283件	月を単位とし、通院2、3日の方に支給
	死亡補償金	0件	(1)認定疾病により死亡した場合1,200万円 (2)死亡原因が認定疾病以外の場合600万円 ただし、(1)(2)とも既に支給を受けた障害補償費等一定の給付額を控除
	弔慰金	0件	死亡補償金の支給を受けられる遺族がいない場合、被認定者の療養看護に努めた方に支給
	空気清浄機購入費補助	3台	空気清浄機を購入する場合に、その費用の一部を補助（神奈川県にも補助制度があり、申請を同時に受付）

公害保健福祉事業一覧（公害健康被害者対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	令和2年度	実施内容
リハビリテーション教室	昭和53年度	0回	公害健康被害者の健康の回復、維持及び増進のため、肺炎予防や呼吸筋ストレッチ、講話等を実施します。 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため中止
禁煙指導	平成14年度	13回	医学的検査に伴う面接の機会を利用し、機器を使用した測定や保健師による指導等を実施します。
家庭療養指導	昭和54年度	252件	家庭訪問を中心に、電話による近況確認や面接等を含め、保健師による個別の療養指導を実施します。
療養用具支給事業	昭和49年度	0件	障害の程度が特級・1級の方を対象に空気清浄機を支給します。
インフルエンザ予防接種費用助成事業	平成17年度	88件	被認定者がインフルエンザ予防接種を受けた際に支払った自己負担費用を助成します。（平成23年度から、全被認定者が助成対象。新型インフルエンザについても同様の扱い。）

(2) 健康被害を予防するための環境保健事業

横浜市では現在、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成を受け、市民対象に次の事業を行っています。また、環境省が行っている環境保健サーベイランス調査*1に協力をしています。

*1 環境保健サーベイランス調査

環境省が行う、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるためのシステム。

全国 37 地域で実施しており、横浜市では鶴見区が対象地域となっている。

環境保健事業一覧(市民対象)

事業名	事業内容		
	開始年度	令和2年度	実施内容
ぜん息相談 (個別相談)	昭和 63年度	17回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、医師、保健師等による相談・指導を実施します。
ぜん息予防等 講演会	平成 15年度	新型コロナウイルス感染症流行の影響により実施せず	広く市民を対象に、ぜん息等に対する正しい理解や自己管理の方法など、知識の普及を講演会形式で行っています。
小児ぜん息・アレルギー教室	平成 18年度	新型コロナウイルス感染症流行の影響により実施せず	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、市内在住の15歳未満のぜん息児の保護者を対象に、医師、保健師等による講話及び相談会を行っています。
医療機器整備事業 (助成事業を含む)	昭和 63年度	0件	医療水準を向上させるため、市内の地域医療の基幹をなす公的病院等、各区福祉保健センターに対し、ぜん息等に係る医療機器整備に要する費用を助成します。

6 石綿健康被害者対策

(1) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の救済給付申請受付業務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿健康被害救済給付にかかる各種申請、請求書類の進達業務を各区福祉保健センターで行っています。

申請受付数 5件 (令和2年度実績)

7 原子爆弾被爆者等援護事務

(1) 原子爆弾被爆者援護費支給事業

原子爆弾被爆者の健康維持を援護するため被爆者に対し、援護費を支給しています。

支給対象者 890人

(2) 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業

原子爆弾被爆者の健康上の不安感を和らげるとともに健康保持及び向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成しています。

助成数 425月

(3) 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業

原子爆弾被爆者の実子に対し、健康の保持及び向上を図るとともに、健康上の不安感を和らげるため、保険診療の医療費の自己負担分を助成しています。

助成数 445 件

(4) 被爆者援護法等に基づく各種申請受理進達事務

原子爆弾被爆者の健康管理及び福祉の向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく書類の受理及び進達等に関する事務を各区福祉保健センターで行っています。

法律に係る進達件数 356 件

要綱及び各実施要領に係る進達件数 270 件

8 総合保健医療センター

総合保健医療センターは、要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的に平成4年10月に設置されました。平成18年7月からは指定管理者制度を導入し、公益財団法人横浜市総合保健医療財団が管理・運営を行っています。

(主な事業)

- ① 要援護高齢者の在宅療養を支援するための「入所及び通所サービス」
- ② 認知症が疑われる方を対象とした「認知症診断」
- ③ 精神障害者の地域生活を支援するための「精神科デイケア」、「生活訓練」、「就労訓練」、「就労支援」、「生活支援」
- ④ 地域医療機関を支援するための「高度医療機器の共同利用」

総合保健医療センター利用者数

(延人数：人)

区 分	令和元年度	令和2年度
介護老人保健施設	31,982	30,033
診療所	16,836	13,678
精神障害者支援施設 (うち港北区生活支援センター分)	42,531 (15,673)	35,060 (13,409)

9 肝炎医療講演会

新型コロナウイルス感染症の影響により、肝炎医療講演会は中止となりました。

10 骨髄移植ドナー助成金交付事業

骨髄等の提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図るべく、平成31年4月から助成金を交付しています。

助成者数

	令和元年度	令和2年度
人数	25人	15人

15 感染症対策

感染症等の広域的で緊急的な課題に迅速かつ的確に対応できる1保健所18保健支所体制の充実を図りました。また、健康危機発生時の迅速かつ的確な一元的対応を強化・推進するため、人材育成を目的とした各種研修の充実を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症では、「感染症コールセンター」及び「帰国者・接触者相談センター」を開設し、幅広く相談に対応することで、市民の皆様の不安軽減を図るとともに、患者発生時の対応や感染拡大防止に総力を挙げて取り組みました。

結核対策では、り患率減少のために服薬支援事業、健診等の充実を図りました。また、エイズに関する知識の普及啓発や検査等の充実・強化に取り組みました。

新型インフルエンザ対策では、発生時対応用の個人防護具の備蓄や地域中核病院等への医療資器材の整備及び外来従事者用の抗インフルエンザ薬の備蓄を進めました。

予防接種については、感染症のまん延防止のため、予防接種法に定められた各種予防接種を実施するとともに、厚生労働省の「麻しんに関する特定感染症予防指針」や「横浜市風しん排除戦略」に基づき、予防接種率の向上を目的とした啓発活動を中心に関係機関・局区と連携し、引き続き麻しん及び風しん排除に向けた対策の充実に取り組みました。

1 感染症

(1) 感染症対策（結核を除く。）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）に基づき、一～五類感染症等について、発生予防及び患者発生時のまん延防止対策を行うとともに、横浜市内における感染症の発生状況を早期に正確に把握することを目的として、新型コロナウイルス感染症を加えた114の対象疾病について情報を収集し、国へ報告しています。これらの情報を分析することにより、的確な予防対策を講ずるとともに、市民や医療関係者に情報を提供し、感染症の発生及びまん延防止を図っています。

ア 三類感染症

令和2年度は、三類感染症の届出数は計86件でした。その全てが腸管出血性大腸菌感染症でした。件数としては、例年より減少傾向となりました。

イ 四類感染症

令和2年度の四類感染症の届出数は64件、そのうちレジオネラ症が40件でした。レジオネラ症については、公衆浴場等の施設のほか、自宅浴室等での感染が疑われる例もありました。

蚊媒介感染症は例年、海外渡航歴（亜熱帯、熱帯地域）のある方の届出があります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、渡航制限などがあり、届出はありませんでした。また、蚊媒介感染症対策として、横浜市内公園等8か所で定期的に蚊を捕獲し、採取された蚊について、日本国内で発生流行する可能性のある蚊媒介感染症（四類感染症のウエストナイル熱、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、日本脳炎）のウイルス遺伝子の有無を調べています。令和2年度の検査結果ではいずれのウイルスも検出されませんでした。

ウ 五類感染症（全数把握対象疾患）

令和2年度の五類感染症全数把握対象疾患の届出数は312件でした。梅毒は多い状況が続いており117件でした。

エ 五類感染症（定点把握対象疾患）

五類感染症定点把握対象疾患については、市内204か所の患者定点医療機関及び4か所の基幹定点医療機関から、毎週（一部毎月）患者発生情報を収集しています。また、市内17の病原体定点医療機関から回収した検体の検査を、横浜市衛生研究所で実施しました（415検体）。

2020/2021シーズンにおいて、感染性胃腸炎については、感染症発生動向調査における警報レベルを超えた期間はありませんでした。また、保育園や高齢者施設等からの集団発生の届出は97件でした。インフルエンザについては、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が発生した後は患者数が減少し、インフルエンザ様疾患による休校、学年閉鎖又は学級閉鎖報告はなく、警報発令には至らずシーズンが終了しました。

オ 指定感染症

新型コロナウイルス感染症の届出数は21,190件でした。なお、令和3年2月13日に感染症法の一部改正が施行され、新型コロナウイルス感染症は、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更となりました。

カ 感染症発生動向調査委員会

月1回の感染症発生動向調査委員会において感染症の発生動向を解析し、市民や医療機関等へ情報提供しています。新型コロナウイルス感染症流行時は、書面にて開催しました。

(2) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザは10年から40年の周期で発生します。発生した場合、ほとんどの人が免疫を持たないため、市民の健康被害を最小限にとどめるための対策を講じています。

平成21年に世界的に大流行した新型インフルエンザ(A(H1N1)pdm09)への対応を踏まえ、地域中核病院等で構成する新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会等を定期的に開催し、保健・医療関係機関相互の情報共有、連携と役割分担などについて協議を進めています。

また、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の海外発生時に設置する「帰国者・接触者外来」の迅速な開設や円滑な運営を図るため、市医師会や地域中核病院等と協定を締結し、発生時対応用の個人防護具の備蓄や地域中核病院等への医療資器材の整備及び外来従事者用の抗インフルエンザ薬の備蓄を進め、医療体制の強化を図っています。

令和2年度についても、「帰国者・接触者外来」従事者用に備蓄している抗インフルエンザ薬の期限切れによる廃棄を防ぐため、横浜市薬剤師会との協定に基づき薬局での循環備蓄を進めました。

(3) 結核対策

ア 定期結核健康診断

感染症法第53条の2の規定に基づき、結核患者の早期発見のため、結核発症率の高い住民層等に対して定期の結核健康診断を実施しています。

福祉保健センター等において、高齢者・生活困窮者・生活保護受給者等の低所得者や外国人・日本語学校生徒等のハイリスク層に対して、受診の機会を設定しました。

イ 接触者健康診断及び精密検査（管理検診）

感染症法第17条の規定に基づき、結核の予防上特に必要があると認めるとき、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある方に対し、勧告を行い、健康診断を実施しました。

また、感染症法第53条の13の規定に基づき、結核登録票に登録されている方で、結核の予防又は医療上必要があると認める方に対し、精密検査（管理検診）を実施しました。

ウ 結核医療費公費負担事業

(ア) 入院勧告患者に対する医療（法第37条関係）

市内に在住する排菌をしているなど結核を感染させる危険の高い患者については、まん延防止を目的として、法に基づき感染症指定医療機関に入院することを勧告するとともに、医療に要する費用のうち保険が負担した額を差し引いた残額について公費負担を行いました。

(イ) 一般患者に対する医療（法第37条の2関係）

市内に在住する主として排菌をしていない結核患者、またはその保護者からの申請に対し、保健所に設置した感染症診査協議会（結核分科会）において申請医療内容の適否について診査を行い、結核医療に要する費用の一部の公費負担を行いました。

エ 服薬支援事業

簡易宿泊所居住者等が集中している中区寿地区は、結核のり患率が極めて高いなどの地域特性があります。平成12年1月から実施している寿地区DOTS^{*1}事業は、治療完了率を高め、不完全な治療による多剤耐性結核の防止を図ることなどを目的としています。令和2年度は8人が服薬を終了しました。

また、各区福祉保健センターにおいても対象者全員にDOTSを実施しています。平成19年度からは、薬局におけるDOTS事業を開始し、令和2年度は4人の利用者がありました。

*1：DOTSとは“Directly Observed Treatment, Short course”（直接服薬確認療法）の略で、保健師・看護師等が服薬確認を行います。

オ 結核発生動向調査

患者の発生状況、受療状況等を把握、分析することにより、的確な予防措置を講じ、患者管理の充

実を図ることを目的としています。

新登録患者数（活動性分類）

	総数			肺結核活動性			肺外結核活動性			潜在性結核感染症		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成30年	441	285	156	343	223	120	98	62	36	171	81	90
令和元年	412	260	152	333	220	113	79	40	39	168	99	69
令和2年	357	223	134	288	182	106	69	41	28	111	59	52

※潜在性結核感染症は別掲とし、総数に算入していません。

年末現在登録者数（活動性分類）

	総数	肺結核活動性	肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症	
						治療中	観察中
平成30年	1,257	256	65	676	260	118	167
令和元年	1,134	230	57	582	265	119	126
令和2年	1,038	163	44	429	402	82	121

※潜在性結核感染症は別掲とし、総数に算入していません。

り患率・有病率・登録率（人口10万人対）

	新規登録患者		有病患者		患者	
	患者数	り患率	患者数	有病率	患者数	登録率
平成30年	441	11.8	321	8.6	1,257	33.6
令和元年	412	11.0	287	7.7	1,134	30.2
令和2年	357	9.4	207	5.5	1,038	27.4

定期結核健康診断実績

年 度	間 接 撮影数	直 接 撮影数	発 見 患者数
平成30年度	0	6,159	6
令和元年度	0	5,178	3
令和2年度	0	1,419	1

接触者健康診断及び精密検査（管理検診）実績

年 度	接触者 健康診断	精密検査 (管理検診)	発 見 患者数
平成30年度	3,368	367	6
令和元年度	3,034	261	6
令和2年度	2,208	218	4

(4) エイズ対策

H I V感染の拡大を未然に防ぎ、患者・感染者が安心して暮らしていけるよう、相談・検査及び医療体制の整備並びに正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

ア 相談・検査・医療体制の整備

エイズ相談については、市内18福祉保健センター、保健所、休日夜間電話相談等において無料・匿名で実施しました。18福祉保健センター、夜間検査では、H I V検査に加え梅毒検査も実施しました。土曜検査・日曜検査では、H I V即日検査を行いました。

また、エイズカウンセラーを医療機関等に派遣してエイズ治療の普及を図りました。

事業実績

年 度	相談件数	検査件数
平成 30 年度	4,855	2,990
令和元年度	4,243	2,650
令和 2 年度	2,042	1,188

イ 正しい知識の普及啓発

エイズに関する各種の情報や活動の場を提供する場として「横浜AIDS市民活動センター」を運営し、市民やボランティア団体の活動を支援しました。

また、18 福祉保健センター及び健康福祉局健康安全課において、啓発キャンペーン、健康教育等を実施しました。

(5) ハンセン病関連

神奈川県出身のハンセン病療養所入所者に対する慰問金を募集しました。 募金額：864,178 円

2 予防接種

予防接種法に基づき、感染症の発生、まん延を防ぐため、各種予防接種を実施しています。

定期予防接種として、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、水痘、子宮頸がん予防ワクチン、高齢者インフルエンザ及び成人用肺炎球菌を、それぞれ協力医療機関において実施しました。

また、平成 27 年度から継続して、風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防止するため、19 歳以上の横浜市民を対象として、風しんの予防接種と抗体検査を実施しました。

その他、予防接種に起因した健康被害に対する救済措置として、予防接種健康被害救済制度に基づき障害年金 15 人、医療費・医療手当 7 人に支給しました。

ヒブワクチン予防接種実績

(対象：生後 2 か月～5 歳未満 接種回数 4 回)

年 度	対象人数 (延)	接種人数 (延)	接種率
平成 30 年度	115,496	109,874	95.1
令和元年度	110,244	102,401	92.9
令和 2 年度	107,932	104,306	96.6

小児用肺炎球菌ワクチン予防接種実績

(対象：生後 2 か月～5 歳未満 接種回数 4 回)

年 度	対象人数 (延)	接種人数 (延)	接種率
平成 30 年度	115,496	109,964	95.2
令和元年度	110,244	104,930	95.2
令和 2 年度	107,932	102,166	94.7

B 型肝炎予防接種実績

(対象：1 歳未満 接種回数 3 回)

年 度	対象人数 (延)	接種人数 (延)	接種率
平成 30 年度	86,622	81,069	93.6
令和元年度	82,683	76,025	91.9
令和 2 年度	80,949	76,274	94.2

水痘予防接種実績

(対象：生後12か月～36か月未満 接種回数2回)

年 度	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
平成30年度	57,748	56,880	98.5
令和元年度	55,122	54,349	98.6
令和2年度	53,966	54,840	101.6

ロタウイルス予防接種実績

(対象：出生6週0日後～出生24週0日後、または、出生32週0日後 接種回数2回、または、3回)

年 度	対象人数	接種人数(※)	接種率
令和2年度	13,491	11,330	84.0

※令和2年10月1日より定期予防接種に位置付けられました。

ワクチンは、2回接種するものと3回接種するものの2種類あります。

接種人数は、それぞれのワクチンの1回目を接種した人数としています。

四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)予防接種実績 (対象：生後3～90か月未満 接種回数4回)

年 度	I期(接種回数：初回3回 追加1回)		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
平成30年度	115,496	111,474	96.5
令和元年度	110,244	106,236	96.4
令和2年度	107,932	104,763	97.1

三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)・二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種実績

対象 I期(ジフテリア・百日せき・破傷風)：生後3～90か月未満
II期(ジフテリア・破傷風)：11～13歳未満
接種回数4回

年 度	I期(接種回数：初回3回 追加1回)			II期(接種回数1回)		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率	対象人数	接種人数	接種率
平成30年度	115,496	9	0.01	32,006	24,301	75.9
令和元年度	110,244	9	0.01	32,000	22,883	71.5
令和2年度	107,932	2	0.00	31,690	25,966	76.7

不活化ポリオ(急性灰白髄炎)予防接種実績 (対象：生後3～90か月未満 接種回数4回)

年 度	I期(接種回数：初回3回 追加1回)		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
平成30年度	115,496	600	0.5
令和元年度	110,244	146	0.1
令和2年度	107,932	50	0.0

BCG予防接種実績

(対象：生後1歳未満 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数	接種率
平成30年度	28,874	27,649	95.8
令和元年度	27,561	26,556	96.4
令和2年度	26,983	26,250	97.3

麻しん・風しん予防接種第Ⅰ期実績

(対象：生後12～24か月未満 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数			接種率		
		麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独	麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独
平成30年度	28,874	28,450	2	4	98.5	0.01	0.01
令和元年度	27,561	27,391	0	3	99.4	0	0.01
令和2年度	26,983	26,519	0	2	98.3	0	0.01

麻しん・風しん予防接種第Ⅱ期実績

(対象：5歳～7歳未満で小学校入学1年前の4月1日～小学校に入学する年の3月31日まで 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数			接種率		
		麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独	麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独
平成30年度	30,780	29,829	2	2	96.9	0.01	0.01
令和元年度	31,105	28,567	0	3	91.8	0	0.01
令和2年度	30,289	29,053	0	0	95.9	0	0

日本脳炎予防接種実績

(対象：Ⅰ期：生後6～90か月未満；Ⅱ期：9～13歳未満 接種回数4回)

年 度	Ⅰ 期 (接種回数：初回2回 追加1回)			Ⅱ期 (接種回数1回)			救 済 措 置 接 種 人 数 ※
	対 象 人 数 (延)	接 種 人 数 (延)	接 種 率	対 象 人 数	接 種 人 数	接 種 率	
平成30年度	92,119	92,008	99.9	31,637	28,509	90.1	15,847
令和元年度	90,817	85,716	94.4	31,606	25,703	81.3	13,606
令和2年度	88,263	85,631	97.0	31,522	25,321	80.3	12,997

※日本脳炎予防接種は平成17年5月30日に厚生労働省から勧告を受けて以来、積極的な勧奨を差し控えていましたが、新たなワクチンの開発により、平成22年4月から、順次、積極的勧奨が再開されています。

平成23年5月20日から、厚生労働省令の公布により、接種が完了していない方のうち、生年月日が「平成7年6月1日～平成19年4月1日」の間の方に限り、救済措置として、20歳未満まで接種可能となり、平成25年4月から、救済措置の対象となる方の生年月日が「平成7年4月2日～平成19年4月1日」に変更されました。

また、平成24年2月から、生年月日が「平成19年4月2日～平成21年10月1日」の方で1期の対象年齢の期間中に規定の回数を接種していない場合、2期の対象年齢の期間中に、未接種分を接種できるようになりました。

子宮頸がん予防ワクチン接種実績

(対象：中学1年生相当～高校1年生相当の女子 接種回数3回)

年 度	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
平成30年度	45,165	582	1.3
令和元年度	47,979	1,202	2.5
令和2年度	46,893	3,215	6.9

※子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月14日の厚生労働省の勧告以降、接種の積極的な勧奨を差し控えています。

高齢者インフルエンザ予防接種実績

(対象：65歳以上または心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害1級に相当する60～64歳 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数	接種率
平成30年度	912,671	361,108	39.6
令和元年度	923,730	396,235	42.9
令和2年度	932,020	571,665	61.3

成人用肺炎球菌ワクチン予防接種実績

（対象：各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
または心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害1級に相当する60～64歳 接種回数1回）

年 度	対象人数	接種人数	接種率
平成30年度	219,307	72,550	33.1
平成元年度	133,170	24,686	18.5
令和2年度	137,966	34,004	24.6

風しん対策事業実績（麻しん風しん混合ワクチン1回分、風しん抗体検査1回分）

年 度	接種人数	実施人数（抗体検査）
平成30年度	31,245	20,587
令和元年度	11,192	11,592
令和2年度	8,322	9,653

16 食品衛生

1 食品衛生

食品衛生に関する事業は、市民の食の安全を確保するとともに食品衛生の向上を図ることを目的として行っています。この事業は「監視指導・食品検査」、「営業許可」、「食中毒及び相談対応」、「食品衛生啓発」「食品専門監視班」及び「食品表示担当」に大別されます。

(1) 監視指導・食品検査

市民の皆様からの御意見等を参考にして作成した令和2年度の横浜市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設に立ち入り、食品の取扱い、表示及び施設の衛生等についての監視指導を行いました。

また、食品等の安全性を確認するため、市内の食品製造施設や量販店、市場等に流通している食品等の検査を行いました。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりの実施ができませんでしたが、十分に感染拡大防止対策を取った上で可能な限り実施しました。

ア 立入検査及び食品検査

年 度	立入施設数	食品検査検体数
平成30年度	51,086	4,331
令和元年度	52,510	4,133
令和2年度	30,445	2,166

イ 臨時で実施した事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に伴う業務縮小により、施設に対する立入検査や食品等の抜取検査を一部中止しました。一方で、当初計画はしていませんでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い需要が拡大したテイクアウトやデリバリーにより提供される食品の食中毒予防対策や飲食店を中心とした新型コロナウイルス感染症対策等、社会状況に応じた普及啓発を臨時的に行いました。

(ア) テイクアウトやデリバリーにより提供される食品の食中毒予防対策

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、飲食店等においてテイクアウトやデリバリーなど「新しい生活様式」に対応した営業形態が増加しました。これらの営業形態では、店舗で調理されすぐに喫食する場合に比べ、より徹底した衛生管理が求められるため、これらの飲食店等に対して立入検査を実施し、適切な温度管理の徹底等について指導を行いました。

また、テイクアウトやデリバリーを利用する消費者に対して、チラシやウェブページなどを活用し、購入後はすぐに食べることなど食中毒予防の啓発を行いました。

【テイクアウト・デリバリー施設の調査結果】

立入検査実施施設数		972 施設
不備発見施設数		72 施設
不備発見率		7.4%
不備内容	食品の取扱い不備 (例：出来上がった食品を高温下で保管)	46 件
	提供品目の不備 (例：テイクアウトやデリバリーに適さない品目を提供)	39 件
	食品表示に関する不備 (例：他店で製造した弁当の無表示※)	3 件

※対面販売で客の注文に応じてその場で容器に詰めて販売する場合を除き、適正な表示が必要です。

(イ) 飲食店等に対する新型コロナウイルス感染症対策の普及

飲食店等に対して、新型コロナウイルス感染症対策を普及させるため、業種別ガイドラインなどの内容をまとめたチラシを作成し、広く配布を行いました。

作成したチラシは、窓口や立入検査などの機会を利用した直接配布の他、忘年会及び新年会などの開催を見据えて年末年始を中心に市内飲食店に対して郵送による一斉配布を行い、約 62,000 枚^{*}配布しました。また、横浜スタジアムで実施した「With コロナにおける大規模イベントの開催ガイドライン策定に向けた技術実証（神奈川モデル）」に合わせて近隣飲食店等にも配布しました。

※食品関係団体を通じて配布したものを含む

(ウ) eラーニングを活用した新型コロナウイルス感染症対策の周知

飲食店や製造業などの食品等事業者を対象とした食品衛生講習会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、従来の集合型講習会に加えてeラーニング形式でも実施しました。

講習会では、食中毒予防対策に加え、新型コロナウイルス感染症対策の啓発として、業種別ガイドラインの周知及び感染対策動画の紹介を行いました。

【eラーニングによる食品衛生講習会の受講者数】

時期	人数
令和2年7月1日～8月16日	4,717人
令和3年2月1日～3月31日	7,732人
合計	12,449人

(エ) 他局等と連携した新型コロナウイルス感染症対策及び食品衛生の啓発

飲食店等に対して、新型コロナウイルス感染症対策を普及させるため、関係局等と連携し、チラシなどを配布しました。

a 飲食店等の路上利用のための道路占用許可基準緩和

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、飲食店等によるテイクアウトやテラス営業のための路上利用について、道路占用の許可基準が緩和されました。

これを受け、食品衛生課では、関係局と連携し、本制度を利用する飲食店等の事業者に向けた食品衛生の啓発を行うため、厨房以外での調理の禁止や適切な温度管理など、屋外で食品を販売する際の注意事項をまとめたチラシの配布等を依頼しました。

【関係局】道路局、都市整備局、政策局、経済局、建築局

b 「新しい生活様式」普及推進事業

横浜市では、新型コロナウイルス感染症対策を実践する事業者を応援するため、新型コロナウイルス感染症対策宣言ステッカーを作成し、配布しました。また、市内事業者が行う新型コロナウイルス感染症対策や、新しい生活様式に対応した取組を、Web サイトや SNS、動画、冊子などの様々な広報媒体を通じて発信しました。

これを受け、食品衛生課では、本事業を主管する経済局と連携し、情報共有を図るとともに、飲食店 22,595 件に対して業種別ガイドラインの啓発とあわせて新型コロナウイルス感染症対策宣言ステッカーの紹介を行いました。

c (一社) 横浜市食品衛生協会との連携事業

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(一社)横浜市食品衛生協会と連携を図り、飲食店における感染拡大防止の意識を高めるとともに市民に向けた感染拡大防止の啓発を実施しました。

【(一社) 横浜市食品衛生協会との連携事業の実施結果】

委託内容	配布数
業種別ガイドラインなどの内容をまとめたチラシの作成及び配布	3,261枚
新型コロナウイルス感染症対策ステッカーの作成及び配布	2,859枚

ウ 重点的に実施した事業

(ア) HACCP 導入推進をはじめとする改正食品衛生法への対応

食をとりまく環境の変化や国際化などに対応し、食品の安全を確保するため、平成30年6月に食品衛生法が改正されました。

令和2年6月に施行されたHACCPに沿った衛生管理の導入を推進するため、飲食店やチェーン展開する販売店などを中心に、衛生管理計画の作成指導を行い、取組状況について確認しました。また、食品関係団体と協力しながら、HACCPの導入方法についての講習会を実施しました。

大規模な食品製造施設等については、従業員数、施設規模を勘案しながら、「HACCPに基づく衛生管理」、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入を推進しました。

HACCPをより効果的に運用できるよう、危害分析に基づく現場検証、食品の抜取検査およびフキトリ検査等を通してHACCPシステム検証のための支援を行いました。

また、営業許可業種の見直しや届出制度の創設、食品等の自主回収情報の自治体への届出義務化について、改正後の食品衛生法に適切に対応できるようチラシの配布や講習会の機会を利用し、食品等事業者に周知を行いました。

【実施内容】

HACCPに関するチラシ配布数※	23,371枚
HACCPに関する講習会※	12,518人(197回)
衛生管理計画作成指導件数	29,133件
HACCPに取り組んでいることを確認した施設	17,189施設
HACCPに基づく衛生管理の検証支援	抜取検査 72検体
	フキトリ検査 16検体
法改正周知(営業許可業種の見直し、届出制度等)	22,924施設

※食品関係団体に委託して実施したものを含む

【HACCPについて】

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品の原材料から製品に至る各工程を管理することにより、危害の発生を予防する衛生管理の方法のことです。

【HACCPに沿った衛生管理について】

HACCP制度化に伴い、一定以上の規模の事業者が取り組む「HACCPに基づく衛生管理」と、小規模事業者などがHACCP導入のための手引書を参考にして簡略化された方法により取り組む「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の2つの基準が設けられました。

どちらの基準でも、食品事業者が施設ごとに原材料や製造方法などに応じた衛生管理の計画を作成し、実施状況を記録することにより、衛生管理の「見える化」を行います。この2つの基準をあわせて「HACCPに沿った衛生管理」としています。

【HACCPに沿った衛生管理が求められる対象事業者について】

全ての食品等事業者が対象です。常温保存により腐敗、変敗などのおそれがない包装食品のみを販売する事業者や、農業・水産業における食品の採取を行う事業者などは、必要に応じて実施することになります。

改正食品衛生法の主な内容

- ① 食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられました。
- ② 食品用器具・容器包装のうち合成樹脂製のは、安全性を評価した物質のみが使用できるポジティブリスト制度が導入されました。
- ③ 営業許可業種の見直しと、許可業種以外の事業者の届出制度が創設されました。
- ④ 営業者が自主回収を行う場合に自治体へ報告が義務付けられ、消費者は一元化された情報を確認することができるようになりました。

※①②は令和2年6月に、③④は令和3年6月に施行されました。

詳細は厚生労働省ウェブページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

(イ) 大規模イベントにおける食品衛生対策

横浜マラソン 2020 は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期となりました。そのため、次年度の開催に向けて、組織委員会及び市内担当部署からの情報収集や監視計画の見直しなどを行いました。

【情報共有会議等】

開催日	会議名	主な内容	関連部局
令和 2 年 8 月 28 日	危機管理 プロジェクト	・大会概要 ・大会関連イベント開催状況 ・危機管理体制 等	大会組織委員会、総務局、市民局、医療局、健康福祉局 等
令和 2 年 12 月 23 日	危機管理 プロジェクト (書面開催)	・今後のスケジュール ・東京 2020 大会に向けた調整状況 ・会場の交通規制 等	大会組織委員会、総務局、市民局、医療局、健康福祉局 等

(ウ) 肉を原因とする食中毒対策

a 食肉取扱施設の監視指導について

肉の生食や加熱不十分な焼鳥などの鶏肉料理が原因と疑われる、カンピロバクターによる食中毒が多く発生しています。また、生の牛肉などが原因となる腸管出血性大腸菌による食中毒は、症状が重篤になることがあります。そこで、肉を使ったメニューを提供する飲食店等 3,006 施設に立ち入り、生食用食肉の基準を周知するとともに、牛レバーや豚肉が生食用として提供されていないことを確認しました。また、鶏肉料理を提供する飲食店には十分な加熱、二次汚染防止について指導を徹底しました。

b 食品検査の結果について

食中毒菌による汚染実態を把握するため、肉の抜取検査を実施しました。検査の結果、腸管出血性大腸菌は全て陰性でした。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、牛肉及び豚肉の検査のみ実施し、鶏肉の検査は行いませんでした。

c 消費者への啓発について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、区民まつりをはじめとするイベントが中止となり、消費者への啓発の機会は例年と比較して減少しました。一方で、各福祉保健センターでは、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒予防についての講習会を 24 回開催し、450 人の消費者に参加いただきました。乳幼児健診では、約 132,000 枚のチラシを配布して、肉は中心部まで十分に加熱して食べるよう啓発を行いました。

また、平成 30 年に本市で作成したカンピロバクター食中毒予防対策を分かりやすく消費者に伝えるアニメーションをインターネット上で配信したほか、市営地下鉄の車内映像広告において 14 日間（令和 2 年 8 月 3 日から 8 月 16 日）放映しました。

(エ) 社会福祉施設等の衛生対策

高齢者施設や保育園などの社会福祉関連施設及び大量調理を行う食事提供施設（病院、小学校、ホテル、宴会場など）におけるノロウイルスなどの食中毒を未然に防ぐため、食品の取扱いなどについて立入検査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、一部の社会福祉施設については立入検査を控え、食中毒予防等のチラシの配布により啓発指導を行いました。

特に、近年はノロウイルスに感染した調理従事者が調理した食品が原因となる食中毒の発生が多いため、調理従事者の健康管理や適切な手洗いの実施などを重点的に指導しました。また、これらの施設では野菜や果物を生で提供する場合は、消毒が推奨されていることから、洗浄・消毒についても指導しました。

給食施設で調理しているアレルギー除去食については、33 検体の検査を実施し、アレルギーが混入していないことを確認しました。その他、アレルギー除去食専用の調理器具の使用など、混入防止対策について指導しました

【社会福祉関連施設等の支援結果】

施設区分		対象施設数※1	内容(実施施設)	
			立入検査	啓発※3
社会福祉施設	高齢者施設等	2,445	98	2,200
	幼児・児童施設等	2,190	178	1,827
	その他	1,619	27	1,523
その他食事提供施設※2		577	419	31
合計		6,831	722	5,581

※1 対象施設数は、令和2年6月時点の数

※2 小学校、ホテル、仕出し等

※3 食中毒予防等のチラシの配布、講習会の実施等

(1) 食品の適正表示の推進

令和2年度は、市内食品等事業者や消費者を対象に講習会を37回実施し、チラシを1,432枚配布しました。表示についての相談は1,405件あり、事業者や消費者等へ適正表示の普及に努めました。

市内で製造された食品やインターネットで販売されている食品について、製造工程でのアレルギー混入やアレルギー表示に不備がないかを確認するため62検体の検査を行いました。検査の結果、アレルギー混入やアレルギー表示に不備のある食品はありませんでした。

栄養成分の表示値が適正であるか確認するため、市内食品製造所及び量販店で製造又は販売されている食品（米菓、そうざい、凍り豆腐等の加工食品）25検体の抜取検査を行いました。検査の結果、食品表示基準で定める栄養成分の許容差の範囲を逸脱した食品を5検体発見しました。許容差を逸脱した食品は、改善指導や製造所などを所管する自治体に情報提供を行いました。

市内の食品販売店などの立入検査では129件の表示違反を発見し、改善指導や製造所などを所管する自治体へ通報しました。

また、食品等事業者に対し、窓口などでのチラシ配布や説明、相談対応を行いました。また、消費者に対し、栄養成分表示の見方や活用方法を周知啓発するため、チラシ及び動画を作成しました。区役所窓口などで作成したチラシを配布したほか、市営地下鉄の車内で動画放映を実施しました。

(2) 営業許可（報告営業を含む）

食品衛生法及び魚介類行商等に関する条例に基づく営業許可及び営業報告届出済証発行件数等は次のとおりでした。

令和2年度末の市内の食品関係施設数は、飲食店や菓子製造業等の許可が必要な施設は46,731施設、給食施設や野菜・果物販売等届出が必要な施設が34,850施設、合計で81,581施設でした。

施設数等の推移

年 度	施設数		営業報告届出関係業種
	法	県条例	
	関係許可業種	関係許可業種	
平成30年度	47,454	157	33,034
令和元年度	46,696	152	33,823
令和2年度	46,578	153	34,850

(3) 食中毒発生状況

令和2年度に横浜市内で発生した食中毒の件数は過去10年間で3番目に少ない35件で、患者数は2番目に少ない203人でした。

病因物質別発生件数では、アニサキス（寄生虫）によるものが20件(57.1%)、カンピロバクターによるものが12件(34.0%)、ノロウイルス、ウエルシュ菌、腸炎ビブリオによるものが各1件(2.9%)でした。

患者数では、ノロウイルスによるものが134人(66.0%)、カンピロバクターによるものが34人(16.7%)、アニサキス（寄生虫）によるものが24人(11.8%)、ウエルシュ菌によるものが8人(3.9%)、腸炎ビブリオによるものが3人(1.5%)でした。

なお、カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキス（寄生虫）による食中毒は過去10年間、毎年度発生しており発生件数、患者数とも多い状況が続いています。

食中毒発生の原因施設は35件中、飲食店が17件(48.6%)と最も多く、次いで家庭及び不明が各7件(各20.0%)、魚介類販売業が3件(8.6%)、給食が1件(2.9%)でした。なお、飲食店の内訳は大衆酒場12件、一般食堂、すし屋が各2件、レストランが1件でした。

カンピロバクターによる食中毒の原因施設12件中9件が大衆酒場で、そのほとんどの事例に原因推定食品として加熱不十分な鶏肉の提供がありました。

加熱不十分な鶏肉を提供する背景には、若い年齢層を中心とした一部の消費者が生又は半生の鶏肉を好む傾向があることから、今後も営業者と併せ消費者に対しても、「肉類は十分に加熱すること」等の啓発が必要と考えられます。

令和2年度のノロウイルスによる食中毒の発生件数は1件と例年に比べ減少しましたが、病因物質別の患者数は134人と令和2年度で最も多い人数となっています。ノロウイルスは少量の感染でも発症することから、一度に多数の患者が発生する大規模な食中毒となる事例もあり、令和2年度の実例では食品取扱者の感染と手指や調理器具を介した二次汚染が原因と推察され、1件で多数の患者が発生しました。

例年、同様に二次汚染が原因と推定されるノロウイルス食中毒が発生しており、食品取扱者を介した食品の汚染を防止するため、食品取扱者の健康管理や、衛生的な手洗いの徹底や手袋の着用等、衛生管理の徹底が求められます。

食中毒発生状況

年 度	件 数	患者数
平成30年度	53	349
令和元年度	51	250
令和2年度	35	203

(4) 消費者からの相談届出状況

食品の味がおかしい、異物が入っていた等の食品衛生に関する相談件数は次のとおりでした。

相談件数

年 度	苦情件数
平成30年度	786
令和元年度	625
令和2年度	444

(5) 食品衛生に関する啓発事業

ア 消費者や営業者を対象とした食品衛生講習会

市民に対しては、食中毒予防や食品に関する正しい情報提供のために、また、従事者には食品による事故防止のために講習会を開催しました。令和2年度の開催状況は次のとおりです。

食品衛生講習会等の実績

対 象	営業者・従事者		消費者等*3
	養 成*1	指 定*2	
回 数	35	181	100
受講人数	1,697	21,579	1,945

- *1 一般社団法人横浜市食品衛生協会が実施する食品衛生責任者養成講習会
- *2 食品衛生責任者を対象に実施する市長又は保健所長の指定した講習会
- *3 指定講習会以外の講習会を受講した営業者等を含みます。

イ 食品衛生関係表彰

長年にわたり衛生管理が優秀である施設や、食品衛生の発展向上に尽力した食品衛生功労者及び、食品衛生の向上を実践し他の従業員の模範となっている優良従業員を表彰しました。

例年、(一社)横浜市食品衛生協会と共催で開催している「食品衛生表彰のつどい」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止としました。

ウ 食中毒予防キャンペーン

横浜市では8月1日を「市民食品衛生の日」、細菌性食中毒の多発する8月を「食品衛生月間」と定めています。

この期間を中心に各福祉保健センターでは、「食中毒ゼロ」を目指し「食中毒予防キャンペーン」を実施しました。従来のイベント会場型の他、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、

(一社)横浜市食品衛生協会会員店舗の協力の下、食品衛生に関するリーフレット等の配布を行う会員店舗協力型の形式で食中毒予防のための正しい知識や情報の提供を行いました。令和2年度は市内でイベント会場型は9回実施し、会員店舗協力型は427店舗実施しました。

エ 消費者、食品等事業者との意見交換（リスクコミュニケーション）

横浜市では、食の安全について、行政・市民・事業者等関係者相互の意見や情報交換を目的に平成15年から毎年「食の安全を考えるシンポジウム」を開催しています。

さらに、各区においても、その地域特性に応じた意見交換会を実施しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、シンポジウム及び意見交換会を実施することはできませんでしたが、実施方法を検討しながら、今後も引き続きリスクコミュニケーション事業を継続していきます。

(6) 食品専門監視班

ア 食品製造施設の衛生管理レベルの向上

大規模食品製造施設などに立ち入り、施設の自主衛生管理の推進や監視指導を行いました。その中でも特にHACCPに基づく衛生管理について、重点的な啓発・支援を行いました。

大規模製造業等の施設数※	403件
立入検査実施数	174件

その他の施設の立入検査数	415件
--------------	------

※施設数は、令和2年2月時点の数です。

また、立入検査数については再掲になります。

イ 食品などの抜取検査

市内で製造または量販店で販売されている食品などの抜取検査等を行い、違反・不良食品の排除及び取扱いの指導を行いました。

また、インターネットで販売されている輸入食品を中心に動物用医薬品やアレルギーなどの検査を実施し、不良食品の排除に努めました。

抜取・買取検体数	588検体
ふきとり検体数	16検体
食品衛生法違反検体数	2検体
食品表示法違反検体数	13検体
衛生規範不適合検体数	1検体

【違反食品事例】

- ・生食用生かきから細菌数 27 万/g 検出※（生食用かきにおける成分規格：5 万/g）
 - ・小松菜からトルフェンピラド 0.03ppm 検出※（一律基準値：0.01ppm）
- ※各件数については再掲になります。

ウ 食品衛生に関する先行調査

社会情勢の変化に伴い多種多様な食品等が流通・販売される中、衛生上の課題や安全性を確認するための先行的な調査等を行います。令和 2 年度は食品の器具及び容器包装の検査や駄菓子に含まれる食品添加物の検査などを行いました。

2 食肉衛生検査所

(1) 所在地

横浜市鶴見区大黒町 3-53

(2) 沿革

昭和 34 年 9 月、神奈川区にあった中央と畜場が移転し、横浜市中心と畜場・食肉市場が現在地に建設されました。昭和 37 年 3 月、市場内に当検査所が設置され、保健所からの派遣により検査を行っていた従来の方式を改め、効率的な検査を行えるようになりました。また、昭和 63 年 10 月にと畜場・食肉市場施設が再整備され、現在に至っています。

(3) 職員数

40 人（含む再任用職員 1 人、会計年度任用職員 10 人）

(4) 業務内容

市民に安全で衛生的な食肉を供給し、食肉や食鳥肉から起こる事故、危害を未然に防ぐために、次のような業務を行っています。

ア と畜場法に基づいて、食肉動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を一頭ごとに検査し、食用に適さない部分を廃棄しています。また、と畜場施設及びと畜場内を衛生的に保つために、監視指導を実施しています。

イ 食品衛生法に基づいて、食肉市場内の食肉（枝肉、カット肉）の衛生検査を行うとともに、食肉市場での取扱いが衛生的に行われるように、監視指導を実施しています。

ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、市内全域にわたる食鳥処理場等の申請書類の受理、許可調査、監視指導等を実施し、安全で衛生的な食鳥肉の確保に努めています。

エ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいて、牛海綿状脳症（BSE）検査を実施しています。

オ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいて、牛の特定部位の使用及び焼却免除の許可業務を行っています。

(5) 事業報告

ア 食肉動物のと畜検査

令和 2 年度の検査頭数、処分数は次のとおりです。

動物種	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄*1	一部廃棄*2
牛	8, 263	0	12	5, 994
子牛	0	0	0	0
豚	151, 702	3	20	138, 333
合計	159, 965	3	32	144, 327

*1 主な処分理由は、牛では牛伝染性リンパ腫、豚では敗血症でした。

*2 牛では胸膜炎等の呼吸器系病変、肝出血等の消化器系病変、豚ではカタル性肺炎等の呼吸器系病変が目立ちました。

イ BSE検査等

「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（厚生労働省令）」により、BSEスクリーニング検査が必要な牛（生後24か月齢以上で神経症状等を呈する牛及びその他疑わしい牛）について、検査を実施しています。令和2年度は、検査を実施した牛はいませんでした。

また、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則で、BSE感染のおそれがあるため、食用とすべきでない部位として、牛の全月齢の扁桃、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉及び平成27年3月27日より皮を除く）、脊髄が特定部位として指定されています。このため、と畜解体工程で、これらの特定部位の除去及び焼却をと畜検査員の確認のもとに実施しました。

他に、食品衛生法の規格基準で、牛の30か月齢超の脊柱が、食用とすべきでない部位として同様に定められているため、食肉市場内の食肉処理業者に対し、食用に供することが無いように指導・監視を実施しました。

ウ 食肉等の試験検査

安全な食肉を提供するために、と畜検査で全身性の疾病が疑われた獣畜の精密検査、筋肉等に残留する抗菌剤等の動物用医薬品の検査、枝肉や器具等のフキトリ検査等を実施しました。また、食肉市場内のHACCP管理支援のため、枝肉の微生物検査を実施しました。令和2年度の試験検査実績は次のとおりです。

検査項目	検査項目数
微生物検査	4, 581
理化学検査	5, 042
病理検査	1, 001
合計	10, 624

エ 食鳥検査

市内の食鳥処理施設で処理された食鳥肉及び施設の器具等について、食中毒細菌や筋肉等に残留する抗菌剤等の動物用医薬品の検査を実施しました。令和2年度の試験検査実績は次のとおりです。

検査対象	検体数	検査項目数
食鳥肉	10	490
器具等	10	40
合計	20	530

オ 衛生指導・衛生教育

と畜場内外を衛生的に保持し、食肉の衛生的取扱いを向上させるために、食肉市場及びと畜場関係者らと協力し、施設の清掃・消毒や衛生昆虫等の定期的な駆除などを実施しています。

また、食品衛生監視指導計画に基づき、食鳥処理場等の監視指導やHACCP導入支援を行いました。

カ 食品衛生検査等の業務管理基準（GLP）

平成9年度から導入されたGLPに基づき、精度管理として外部精度管理（5件、11項目）及び内部精度管理（45件、130項目）を実施しました。

キ 牛特定部位の使用等の許可

歯について2施設の使用許可を行いました。

3 中央卸売市場本場食品衛生検査所

(1) 所在地

横浜市神奈川区山内町1番地

(2) 沿革

中央卸売市場は、昭和6年に100万人（当時の市の人口65万人）を生鮮食品の供給対象として開場されました。そして、昭和22年2月に市場内の食品衛生上の指導強化を目的として、神奈川県が中央卸売市場監視室を設置し、食品衛生監視員2名が駐在したのが始まりです。

昭和25年4月には、食品衛生事務が県から横浜市に委譲され神奈川保健所分室食品衛生検査室として発足し、昭和45年には食品衛生検査所として監視指導と検査を行うことになりました。

昭和48年11月には南部市場が開場し、これに伴い南部市場食品衛生検査所が設置されましたが、平成27年度末に南部市場が中央卸売市場としては廃止されたことに合わせて閉所しました。

この跡地（物流エリア）には、本場市場を補完する機能が残されたため、南部市場食品衛生検査所の廃止以降は、本場食品衛生検査所において監視及び収去検査を実施しました。

(3) 職員数

13人

(4) 業務内容

食品による事故と危害を未然に防ぎ、市民の食生活の安全を守るため、次のような業務を行っています。

ア 食品衛生法等に基づいて、市場を流通する生鮮食品（鮮魚、野菜）や加工食品の安全を確保するため食品の食品検査を実施し、その結果に基づく行政措置を行っています。

イ 食品が衛生的に取り扱われるよう監視指導や食品関係営業施設の許認可業務を行っています。

ウ 食品関係業者や消費者に衛生知識の普及啓発を行っています。

エ その他、食品衛生に関する調査、研究を行っています。

(5) 事業報告

ア 監視指導業務

監視指導については、食品衛生監視指導計画に基づき、市場関係施設480施設について6,973件の監視指導を行いました。監視業務は早朝監視及び通常監視を行っています。早朝監視では、せり売り開始前の午前3時過ぎから2人の食品衛生監視員が、有毒有害魚類及び違反・不良食品の排除並びに生食用貝類の温度測定等を行っています。通常監視では、せり売りされた食品が仲卸店舗や市場内外の関連施設に移動した段階で、これら食品の取扱い及び保管状況等の監視指導を行っています。

夏期には、食中毒が多発することから、その原因となることが多い生食用魚介類等の検査及び保存温度の管理等の監視指導を行いました。また、年末には、正月食品など多種多様の食品が短期間に大量に流通するため、これらの食品の検査及び監視指導を実施しました。

イ 検査業務

本場市場における年間取扱量は、生鮮食品、冷凍品、加工品等の水産物が約4.7万トン、野菜、果物、漬物等の青果物が約34万トンでした。

これらの食品に対し、770検体の検査を行い、理化学検査を13,967項目、微生物検査を1,466項目、表示検査を149項目、総計15,582項目の検査を実施しました。

(7) 理化学検査

合成保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤等の食品添加物、国産及び輸入農作物の残留農薬、魚介類中の水銀、養殖魚や鶏卵等の抗生物質及び合成抗菌剤、貝類の麻痺性及び下痢性貝毒等を行いました。

また、放射性物質検査ではゲルマニウム半導体検出器を用いて精密分析を行いました。

(4) 微生物検査

生食用魚介類による事故発生を未然に防止するため、生食用の貝類（舌切・小柱・アオヤギ等）及び魚類（刺身用切り身、まぐろ等）、ウニ等について、食中毒菌を中心に検査しました。また、

魚肉練り製品や冷凍食品等の規格基準やそうざい、弁当等の衛生規範の定められた食品の検査を行いました。さらに、鶏卵のサルモネラなどの食中毒菌、生カキのノロウイルス、活魚水槽水の食中毒菌等についても検査を行いました。

(ウ) 違反

食品表示法に関する違反を1件発見しました。

ウ 営業者や消費者に対する衛生教育

食品流通の拠点である中央卸売市場は、取扱量も多く流通先も広範囲にわたることから一旦事故が発生すると大きな事件となる危険性があります。食品営業施設に食品衛生責任者を設置させ、営業者の自主管理の強化を図り、市場内の衛生保持に努めました。

また、営業者・従業員その他市場関係者を対象に衛生知識の向上、取扱管理の徹底を図るため食品衛生講習会を開催しました。16回開催し、受講者は311人となりました。

その他、検査結果の概要をまとめた「理化学検査情報」を定期的にホームページに掲載しました。

エ 苦情・相談

場内の営業者を通じて消費者等から「魚の寄生虫」や「異物混入」等に関する苦情・相談が4件寄せられました。

オ 食品衛生検査等の業務管理基準（GLP）

平成9年度から導入されたGLPに基づき、検査の精度管理を行ないました。本年度は、外部精度管理、内部精度管理あわせて全部で103項目を実施しました。

4 衛生研究所

(1) 所在地

横浜市金沢区富岡東2-7-1

(2) 沿革

昭和31年に発足した「横浜市衛生検査所」を前身とする当衛生研究所は、昭和34年3月に設置（旧南保健所内）されました。その後公衆衛生行政への社会的要請の高まりに応じて、

- ・昭和43年4月磯子区滝頭に庁舎新築・移転
- ・昭和46年6月公害センター併設（昭和51年公害研究所設置に伴い廃止）
- ・昭和56年11月別館実験棟建設

など、研究施設としての機能強化が行なわれました。

その後、平成26年12月に耐震不良・老朽化・狭あい化した施設から金沢区富岡東に庁舎を新築・移転し新しい衛生研究所として開所しました。また、平成27年度には、検査研究課を微生物検査研究課、理化学検査研究課の2課体制にしました。平成28年度は、機構強化担当を改め、課長を含めた精度管理・企画担当を配置しました。

(3) 施設

ア 敷地面積 3,916.91㎡

イ 建物 本館 鉄筋コンクリート造 7階建 （平成26年築）

(4) 事業内容

- ア 細菌学的、ウイルス学的試験検査及び研究
- イ 食品衛生及び栄養に関する試験検査及び研究
- ウ 水質に関する試験検査及び研究
- エ 環境衛生に関する試験検査及び研究
- オ 衛生動物・寄生虫の試験検査及び研究
- カ 医薬品、化粧品等の試験検査及び研究
- キ 家庭用品に使用される化学物質等の衛生学的試験検査及び研究
- ク 感染症に関する調査及び研究
- ケ 疫学情報の収集、解析、提供、及び疫学情報に関する研修

- コ その他公衆衛生に関する試験検査及び研究
- サ 調査研究・研修指導の企画調整
- シ 検査等の信頼性確保への取組

(5) 事業実績報告

当研究所の試験・検査事業は、行政上必要に応じて行うものと、市民からの依頼によって行うものがありますが、令和2年度は合計で延80,613件の検査を行いました。また、いつでも行政ニーズに対応できるよう、公衆衛生に関する先行的な調査・研究も行っています。これらについては雑誌や学会等へ合計35件の投稿又は発表をしました。

施設見学は事前申し込み制で受け入れています。本市職員の見学も含め1件(6名)ありました。

また、市民に対して当所の役割や事業内容を理解していただくため、平成6年度から施設公開を行ってきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による影響で中止しました。

令和2年度の検査業務実績は次表のとおりです。

検査業務実績

検査項目	実件数	延件数	延件数の内訳	
			依頼検査	行政検査
結核検査	105	2,520	0	2,520
ウイルス・リケッチア等検査	11,860	12,999	0	12,999
原虫・寄生虫等検査	1,138	7,496	0	7,496
食中毒検査	971	4,220	0	4,220
臨床検査	6	6	0	6
食品衛生検査	2,564	33,804	0	33,804
細菌検査	1,369	10,308	0	10,308
医薬品・家庭用品等検査	551	2,683	0	2,683
水道等水質検査	313	4,627	0	4,627
環境公害関係検査	142	1,310	0	1,310
放射性物質検査	320	640	0	640
合計	19,339	80,613	0	80,613

(6) 疫学・予防医学業務

細菌やウイルス等の病原体によって引き起こされる種々の感染症予防のための検査及び調査研究と、その他の疫学的取り組みによって予防可能な疾病についての検査及び調査研究を公衆衛生学的見地から行っています。

ア 行政検査

(ア) 病原細菌検査

この検査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて行っています。国内での感染症起因菌や海外から持ち込まれたコレラ菌等の病原菌が、本市に流行しないよう未然に予防する目的で患者とその家族を対象に検査を行いました。

(イ) 食中毒関係

食中毒発生の原因究明と再発防止を目的として、令和2年度は細菌学的検査を122事例、ウイルス学的検査を64事例、寄生虫検査を3事例行いました。

(ウ) 感染症発生動向調査

厚生労働省の指定した疾患を対象として、感染性病原体の定点調査、集団かぜ流行調査等を行いました。

なお、平成23年度から蚊媒介感染症対策事業を開始し、市内の公園及び港湾地区等の9か所において捕獲された蚊について、フラビウイルス属(ウエストナイルウイルスやデングウイルスなど。平成26年度からジカウイルス追加)とチクングニアウイルスの調査を実施しました。

(エ) エイズ検査

福祉保健センター及び夜間に実施している無料匿名検査、土日に実施している即日検査で判定保留となった検体の確認検査を行いました。

イ 依頼検査

市内の医療機関や福祉保健センターからの依頼で、病原細菌の培養同定検査、各種ウイルスの分離検査及び抗体検査等の感染症に関わる検査を行いました。また、遺伝子解析等を用いて、院内感染等の原因調査に協力しました。

(7) 食品衛生業務

市民の食生活の安全性を確保し、健康の保持増進に寄与するため、食品中の添加物や細菌、各種有害物質などの検査や調査研究を行っています。

ア 行政検査

(ア) 食品添加物等の検査

全市一斉検査などで収去した食品 150 検体について検査を行いました。その結果、違反は 2 検体 2 項目で、着色料（タール色素）と保存料（ソルビン酸）の表示違反でした。そのほか、保存料が検出され、天然由来と判断されたものが 5 検体ありました。

また、食品への異物混入など、苦情品等の理化学検査を 26 検体行いました。

(イ) 食品細菌等の検査

食品製造所や販売所等から収去された各種の食品等 112 検体について、主として食品衛生法に基づいた細菌検査を行いました。衛生規範に不適合であったものが 8 件、違反はありませんでした。

また、苦情品の検査依頼は本年度 0 件でした。

(ロ) 遺伝子組換え食品検査

市内流通のトウモロコシ加工品 18 検体、コメ加工品 10 検体について定性検査を行い、全て陰性でした。また、大豆穀粒 2 検体について定量検査を行いました。混入率が 5% を超えるものはありませんでした。

(ハ) アレルギーを含む食品検査

特定原材料 7 品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）のうち、卵 34 検体、乳 38 検体、小麦 22 検体、計 94 検体についてスクリーニング検査（ELISA 法）を行い、全て陰性でした。

(ニ) ヒスタミン検査

魚介類及び魚介類加工品 9 検体について検査を行いました。その結果、検出されたものはありませんでした。

(ホ) 残留農薬検査

市内流通の国内産農産物 17 種 75 検体（延べ 8, 101 項目）を検査しました。その結果、延べ 57 項目の農薬が検出されましたが、総検査項目比としては 99% 以上が不検出でした。農薬を検出した検体のうち違反は 1 件で、こまつな 1 検体からトルフェンピラドが 0.03ppm 検出され、基準値の 0.01ppm を超えていました。

(ヘ) PCB 検査

中央卸売市場に入荷した魚介類 5 検体について PCB 検査を行いました。その結果、検出されたものはありませんでした。

(ヘ) 残留動物用医薬品検査

収去品及びインターネット買取品の魚介類、肉類の計 56 検体について動物用医薬品検査を行いました。その結果、基準値を超えたものはありませんでした。

(コ) アフラトキシン検査

市内流通食品 8 検体について総アフラトキシンの検査を行いました。その結果、ナツメグから総アフラトキシンを 2 μ g/kg 検出しましたが、規制値を超えたものはありませんでした。

(カ) 放射性物質検査

市内産農産物、市内産水産物、市内産畜産物及び小学校給食の計 320 検体について放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）の検査を行いました。その結果、3 検体から放射性セシウムを検出したが、基準値を超えたものはありませんでした。

(キ) 食品への昆虫等の混入検査

食品への異物混入について医動物検査を6件行いました。

(シ) 寄生虫の検査

ヒラメに寄生するクダアセプトンククタータの収去検査を3検体行い、すべて陰性でした。

(ス) 器具及び容器包装の検査

プラスチック食器等10検体について検査を行いました。その結果、材質試験、溶出試験共に違反はありませんでした。

(セ) 薬事検査

薬事検査は医療安全課の試買や自主検査等による医薬品、化粧品及びいわゆる健康食品について、298件、延1,435項目の検査を実施しました。

イ 依頼検査

令和2年度の実績はありませんでした。

(8) 生活環境業務

ア 行政検査

(ア) 水質検査

水道法、公衆浴場法及び旅館業法等に関連する水質検査を実施しました。検査は水質基準項目に加え関連する検査を108検体4,217項目について行いました。また、環境省の依頼を受けた水浴に供される公共用水域の水質調査を48検体98項目について行いました。

食品関係ではミネラルウォーター類の規格検査を今年度から開始しました。検査開始に伴い検査法の妥当性確認を行い、5検体55項目について行いました。

健康危機管理の一環として、レジオネラ症患者の感染原因を究明するため、自宅及び利用施設の浴槽水等205検体の水質検査を行いました。

(イ) 家庭用品検査

家庭用品に含まれる有害化学物質による健康被害を未然に防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、ホルムアルデヒド等の有害化学物質の検査を行いました。検査は行政検査が主体で、そのほか家庭用品業務に関連した自主検体など合わせて253検体、延べ検査項目数1,248項目の試験検査を行いました。その結果、繊維製品3検体から家庭用品の規制基準値を超えるアゾ化合物が検出されました。

(ロ) 環境衛生検査

安全で快適な生活環境を確保するため、新築公共建築物等に対する室内空気質調査や試験法の検討に伴う調査を実施しました。取り扱った延検体数は94検体、延検査項目数は1,212項目でした。

(エ) 衛生動物検査

福祉保健センター等を介して依頼された不快感を与える昆虫等の種類同定試験を13件行い、クモ目とカメムシ目が最も多くみられました。また、感染症媒介蚊対策（市内の蚊類生息状況調査及び感染症サーベイランス事業）の一環として、市内の公園及び港湾地区等の9か所において捕獲された蚊成虫の同定を行いました。

イ 依頼検査

(ア) 水質検査

令和2年度は実績がありませんでした。

(イ) 衛生動物検査

令和2年度は実績がありませんでした。

(9) 調査研究

ア 応募型調査研究

応募型調査研究は、より行政ニーズを反映させるために、福祉保健センター等関係機関と連携し実施しています。所内で研究課題を公募し、調査研究評価委員会を開催して課題選定と研究成果を評価します。

（令和2年度の課題）

- ・貝中の麻痺性貝毒及びテトロドトキシンの一斉分析法の開発
- ・温泉水に含まれるアンモニア態窒素を利用した結合残留塩素による衛生管理に関する検討

(10) 研修指導

ア 課題持込型研修

福祉保健センター・検査所等抱えている課題を解決する目的で、衛生研究所の専門性を生かし、個別に課題を支援していくことを目指した課題持込型研修を実施しています。

(令和2年度の研修課題)

- ・公園等におけるマダニ類及び蚊類の生息状況調査

イ 技術研修

公衆衛生に携わる関係者の技術の向上等を目的とした研修を実施しています。令和2年度は、新採用職員等を対象に2回実施し、32人が参加しました。

ウ ミニセミナー

例年、衛生研究所の施設公開に併せて、実施していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施しませんでした。

エ 衛生技術研修会（特別講演）

外部専門家を招き、公衆衛生に携わる職員等の知識、技術のレベル向上を図るために、毎年、開催していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施しませんでした。

オ 講師派遣

行政機関・学校関係から講義・実習等に対する講師派遣依頼に基づき職員の派遣を行っています。令和2年度は、職員3人、延べ3回講師派遣しました。

(11) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務

ア 区局の健康福祉分野における疫学調査分析を支援し、より正確な根拠に基づいた施策立案やその評価を可能にすることを目的として、平成23年度から疫学調査・分析事業の大幅な機能強化を図っています。令和2年度の疫学調査・分析依頼件数は、12件（令和元年度からの継続2件を含むと14件）でした。また、これらの依頼への対応を通じて、分析を行う職員の技術向上も図ることができ、扱うデータも大規模なものが増えています。さらに、よこはま健康アクション推進事業の一環であるヘルスデータの活用についても、重要な役割を担っています。

イ Web ページによる情報提供

インフルエンザを始めとする各種感染症の発生状況や健康に関する情報を市民、医療機関等に速やかにわかりやすく提供するため、衛生研究所 Web ページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoeiken/>) を開設しています。令和2年度の総アクセス数は4,537,159件（データ提供：市民局広報課）でした。

ウ 感染症発生動向調査

市内の感染症の流行状況を早期に把握し、的確な予防対策を講じることを目的として、感染症発生動向調査を行っています。市内の医療機関から報告を受けた感染症患者情報を収集し、専門家による横浜市感染症発生動向調査委員会で解析して市民、医療機関等に情報提供を行っています。また、市内の感染症発生状況をとりまとめ「横浜市感染症発生動向調査事業概要令和元年（2019年）」を発行し、定点医療機関等に配付するとともに Web ページに掲載しました。

2020年2月から新型コロナウイルス感染症が全数報告対象疾患に指定され、医師から患者報告を受けています。それらの患者情報を「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（HER-SYS）に、他課の支援も受けて入力しています。

エ 「検査情報月報」の編集発行

当所で行った試験検査、調査研究について、毎月「検査情報月報」を編集発行し、関係機関に提供するとともに Web ページに掲載しています。また、その中の感染症関連記事等を「衛生研究所か

らの情報提供」として市内医療機関、横浜市医師会地域保健事業部会及び横浜市感染症発生動向調査委員会に情報提供しています。

オ オンライン情報検索システムの運用

市民や行政が求める公衆衛生に関する情報を的確に収集し提供するため、オンライン情報検索システムを運用しています。

(12) 食品検査の信頼性確保

食品検査の信頼性を確保するために、本市では、21 施設（健康福祉局食品衛生課食品専門監視班及び区福祉保健センター生活衛生課など）の収去部門と 3 施設（衛生研究所・食肉衛生検査所・中央卸売市場本場食品衛生検査所）の検査部門の内部点検を実施しています。また、検査部門における外部精度管理調査の参加計画の策定及び内部精度管理結果の評価を行い、検査の精度の向上に努めています。

ア 内部点検

収去部門について、健康福祉局食品衛生課食品専門監視班と区福祉保健センター生活衛生課など 21 施設の点検を実施しました。

- ・食品の種類又は検査項目ごとの点検（76 項目）

検査部門について、衛生研究所、食肉衛生検査所及び中央卸売市場本場食品衛生検査所の 3 検査施設の点検を実施しました。

- ・事業年度開始時に行う点検（8 検査区分）
- ・食品の種類又は検査項目ごとの点検（17 項目）
 - ・内部精度管理にともなう点検（2 項目）
- ・外部精度管理調査にともなう点検（12 項目）

イ 外部精度管理調査

3 検査施設は、第三者機関の（一財）食品薬品安全センターが実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けています。令和元年度は各検査施設において、食品添加物、動物用医薬品や菌数測定などの延 12 検査項目に参加しました。

ウ 内部精度管理

検査の精度を適正に保つために検査部門で精度管理を実施しています。

(7) 理化学検査

保存料や残留農薬検査等における回収率と変動係数等のデータ

(4) 微生物検査

生菌数測定検査における回収率と変動係数等のデータ及び細菌同定検査のデータ

(13) 病原体等検査の信頼性確保

病原体等検査部門（微生物検査研究課）が作成した標準作業書に基づき、病原体等検査及び信頼性確保試験の内部点検（7 項目）を実施しました。

また、国立感染症研究所が実施した外部精度管理調査に参加しました。

(14) 水質検査の外部精度管理調査

厚生労働省及び神奈川県の主催する水道水検査の外部精度管理調査に参加しました。

(15) 横浜市衛生研究所倫理審査委員会の開催

「横浜市衛生研究所倫理審査要綱（平成 18 年 12 月 4 日施行）」に基づき開催しました。

令和 2 年度開催状況：1 回（令和 2 年 7 月 6 日）

17 動物愛護管理

動物愛護管理に関する業務は、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発を行い、また、狂犬病の予防や、動物による危害の防止を目的としています。

「動物愛護管理」、「狂犬病予防」、「動物保護収容」業務に大別することができます。

1 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発・指導等を図りました。

(1) 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び適切な飼育について市民の理解と関心を深めるため、飼い主をはじめ、学校、町内会等において広く市民を対象に、啓発リーフレットの配布など普及啓発事業を実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くのイベント等が中止になりました。

動物愛護普及啓発事業

年 度	学校関係等		町内会等		飼い主		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 30 年度	5	235	157	20,597	43	2,286	75	16,654
令和元年度	5	265	242	27,999	48	2,215	53	5,635
令和 2 年度	1	110	101	849	27	476	28	1,831

動物愛護センター普及啓発事業

平成 30 年度	87 回	令和元年度	118 回	令和 2 年度	103 回
	25,078 人		1,405 人		246 人

(2) 特定動物の飼養又は保管許可

法律で定める「特定動物」を飼養又は保管する場合には、市長の許可が必要です。本市では市内 3 動物園で合計 35 種類 179 頭の特定動物が飼養されているほか、サル 3 件 3 頭、ワニ 12 件 13 匹、クマ 1 件 1 頭、へび 36 件 58 匹、カメ 10 件 11 匹、大型ネコ 5 件 10 頭、トカゲ 8 件 13 匹が飼育されており、飼育施設の調査・確認を行い、危害発生防止の指導等を行いました。

(3) 動物取扱業の登録

法律で業種単位での登録が義務づけられている動物取扱業者について、飼養施設の確認検査、指導等を実施しました。

動物取扱業の登録数（令和 3 年 3 月 31 日現在）

事業所数	業種別登録数						
	合計	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養
1,395	1,807	399	1,044	51	225	83	5

(4) 犬による咬傷事故

咬傷事故の届出は 110 件ありました。咬傷犬の内訳は飼い犬 112 頭、野犬等 27 頭で、被害者は成年 111 人、未成年 30 人でした。

市民には、今後とも犬の習性等の知識普及に努めるとともに、犬の適切な飼育管理について飼い

主への指導強化を推進し、犬による危害防止に努めてまいります。

犬による咬傷事故件数

	届出 咬傷事故 事件数	咬傷犬数			咬傷時の犬の管理状態				
		合計	飼い犬	野犬等	合計	係留中 犬舎等に	運動中 係留して	放し飼い	その他
平成30年度	86	108	97	11	108	7	48	19	34
令和元年度	119	148	126	22	148	2	86	19	41
令和2年度	110	139	112	27	139	6	78	14	41

	被害者数					犬検診数			
	合計	成年		未成年		合計	センター 福祉保健	センター 動物愛護	開業 獣医師
		飼い主	家族 その他	飼い主	家族 その他				
平成30年度	105	1	94	1	9	84	—	1	83
令和元年度	151	3	116	2	30	116	—	1	115
令和2年度	141	5	106	3	27	106	—	1	105

(5) 犬の苦情等

市民からの苦情、相談等は、横ばい傾向にありますが、依然として「ふん尿による被害」の割合が大きくなっています。そこで、各区において、飼い主への啓発キャンペーンの実施やモラル向上を訴えるプレート、チラシ等の配付等を行いました。

近年増加している多頭飼育が原因となる苦情は14件でした(再掲)。

また、飼えなくなった犬の引取りは54頭でした。

犬の苦情等

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
苦情等内容件数(合計)		2,110	1,975	2,285
内 訳	野犬等保護	125	50	52
	放し飼い	108	70	86
	ふん尿	1,149	1,223	1,457
	鳴き声	216	173	235
	身体・器物の被害	111	112	118
	不適切な取扱い・虐待	82	87	117
	登録・注射に関すること	170	147	141
	その他	149	113	79
措置件数		2,333	2,173	2,415
内 訳	指示票	150	140	173
	通知書	-	-	-
	勧告	-	-	-
	措置命令	-	-	-
	その他	2,183	2,033	2,242
失踪犬・保護犬の問合せ		782	604	547
飼育相談		1,425	1,386	2,013
飼い犬引取り頭数(合計)		59	50	54
内 訳	成犬	59	50	54
	子犬	-	-	-

(6) 猫等の苦情

各区では、猫に関する苦情・相談について、個々に対応するとともに、他人に迷惑を及ぼさないよう「猫の正しい飼い方」の周知徹底を図りました。

猫等の苦情

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
苦情等受付件数 (合計)		1,977	1,727	1,504
内 訳	飼 い 猫	175	196	133
	飼 い 主 不 明 猫	1,734	1,478	1,304
	飼 育 動 物	68	53	67
	飼 い 主 不 明 動 物	-	-	-
苦情等内容件数 (合計)		2,390	2,017	1,822
内 訳	ふ ん 尿	775	605	735
	臭 気 ・ 羽 毛	87	58	49
	鳴 き 声	52	44	57
	身 体 ・ 器 物 の 被 害	98	83	93
	不 適 切 な 取 扱 い ・ 虐 待	80	85	107
	収 容 に 関 す る 相 談	698	515	411
	そ の 他	600	627	370
飼育相談		1,990	2,134	3,278
措 置 件 数	指 示 票	19	26	25
	通 知 書	-	-	-
	勸 告	-	-	-
	措 置 命 令	-	-	-
	そ の 他	2,207	2,021	1,821

(7) 猫の不妊去勢手術推進事業

飼い主のいない猫 4,075 頭を対象に、1 頭当たり 5,000 円を補助することにより不妊去勢手術を推進しました。その結果、オス 1,871 頭、メス 2,204 頭の不妊去勢手術が行われました。

(8) マイクロチップ装着推進事業

市民の飼養する犬及び猫を対象として、1 頭あたり 1,500 円を補助することにより、マイクロチップの装着を推進しました。その結果、犬 159 頭、猫 318 頭にマイクロチップが装着されました。

2 狂犬病予防

日本国内では昭和 32 年以来狂犬病が発生していませんが、海外では先進国を含む多くの国で狂犬病が流行しており、狂犬病が国内に侵入する可能性があることは否定できず、引き続き狂犬病に注意を払う必要があります。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は登録と年 1 回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。本市では、飼い主に対して「狂犬病予防注射のお知らせ」を送付し、飼い主の意識向上を図りました。なお、例年、市民の利便性を考慮して設けていた定期集合注射会場については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部を除き中止となりました。

狂犬病予防事業実績

	登録頭数 (年度末)	登録申請数				鑑札再交付数	定期集合狂犬病 予防注射実施数	注射済票交付数		
		合計	鑑札交付数	減免措置数	無償交付数			合計	済票交付数	減免措置数
平成30年度	175,366	12,215	10,730	59	1,426	1,091	18,842	130,265	130,085	179
令和元年度	173,827	12,185	10,614	54	1,517	1,065	16,632	127,905	127,744	161
令和2年度	173,551	14,438	12,784	37	1,617	1,058	2,157	130,418	130,231	187

3 動物の保護収容

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼えなくなった犬・猫、飼い主がわからない犬・猫の引取りを行い、また、傷病の犬・猫等の治療を行いました。

収容した動物については、ウェブサイトにて情報を掲載し、飼い主への返還率の向上を図るとともに、動物の性格、適性を判断した上で、不妊去勢手術及びマイクロチップの装着を実施し、可能な限り希望者への譲渡を推進します。

動物保護収容実績

(単位：頭)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	犬	猫	その他	犬	猫	その他	犬	猫	その他	
収容総数	231	948	24	150	906	10	169	901	6	
内収容 訳数	飼い主不明	158	492	-	91	443	-	94	414	-
	捕獲	9	-	-	3	-	-	13	-	-
	飼えなくなった	59	105	-	50	138	-	54	181	-
	負傷	5	351	24	6	325	10	8	306	6
返還	110	13	1	72	6	-	87	6	-	
譲渡	88	378	14	54	417	5	80	470	1	
安楽死処分	30	332	3	28	250	1	10	179	-	
自然死	2	89	7	4	83	1	6	96	2	
死体搬入	-	138	-	-	161	3	-	146	2	

※収容後、動物愛護センターで出産した頭数を含む。

18 生活衛生

生活衛生業務は、環境衛生営業関係施設、住宅宿泊事業、受水槽施設、特定建築物等の監視指導、家庭用品の衛生対策、ねずみ・昆虫等の駆除相談対応など多岐にわたっています。

1 環境衛生営業施設の衛生対策

(1) 許認可、監視指導

旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地、埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、海水浴場等に関する条例、えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく施設の許認可事務、監視指導及び検査を行いました。

環境衛生営業施設数

年 度	総 数	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ー ル 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 ・ 畜 舎 等
平成 30 年度	11,900	387	89	311	1,730	4,453	1,767	2,729	155	63	216
令和元年度	11,818	400	90	301	1,690	4,482	1,688	2,730	152	63	222
令和 2 年度	11,743	406	91	296	1,660	4,516	1,605	2,729	151	64	225

ア 許認可申請及び届出件数

許認可申請等の件数は 499 件 (3.7%増)、廃止届出の件数は 533 件 (6.4%増)、その他変更届出等の件数は 1,518 件 (15.0%減) でした。

環境衛生営業関係施設の届出等件数

年 度	総数	許可申請 件 数	廃止届出 件 数	変更届出 件 数	その他の届出 等 件 数
平成 30 年度	2,659	456	444	1,458	301
令和元年度	2,767	481	501	1,464	321
令和 2 年度	2,550	499	533	1,240	278
(施設内訳)					
旅 館	173	25	20	68	60
興 行 場	56	9	5	42	0
公 衆 浴 場	245	12	11	90	132
理 容 所	256	52	73	124	7
美 容 所	1,314	334	287	687	6
ク リ ー ニ ン グ 所	275	43	123	100	9
墓 地 ・ 火 葬 場 等	45	10	3	17	15
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	124	4	5	76	39
温 泉 利 用 施 設	18	2	1	11	4
化 製 場 ・ 畜 舎 等	39	8	5	25	1
クリーニング師免許申請等*	6	-	-	-	6

*：免許の書換え、再交付の申請等を含む

イ 監視指導、許認可調査及び衛生講習会の実施

環境衛生営業関係施設の監視指導等を通して施設の衛生水準を確保することにより、市民生活における公衆衛生の維持、向上を図りました。また、衛生管理の周知徹底を目的として、営業施設関係者に対して講習会を実施しました。

監視指導等件数

年 度	監視指導 件 数	許認可変更 調 査 件 数	そ の 他 の 調 査 等 件 数	相談対応 件 数	衛生講習会の実施回数 (延べ対象者数)
平成 30 年度	3,236	479	365	5,753	43 回 (1,611 人)
令和元年度	2,922	534	411	5,366	40 回 (906 人)
令和 2 年度 (施設内訳)	1,430	518	282	5,696	28 回 (405 人)
旅 館	68	59	47	639	-
興 行 場	26	13	7	176	-
公 衆 浴 場	86	12	24	377	-
理 容 所	262	42	15	404	-
美 容 所	391	305	16	1,566	-
ク リ ー ニ ン グ 所	455	55	57	594	-
墓 地 ・ 火 葬 場 等	11	5	19	1,544	-
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	33	12	19	194	-
温 泉 利 用 施 設	34	9	20	97	-
化 製 場 ・ 畜 舎 等	64	6	58	105	-

ウ 環境衛生営業施設検査等

環境衛生営業施設の衛生管理状況を科学的に把握し、指導するため、水質及び空気環境等の検査を実施しました。

市内唯一の海水浴場である「海の公園」(金沢区)の水質検査については、開設前(5月)1回、開設期間中(7月)1回の計2回実施しました。その結果、5月は水質「B」、7月は水質「A」でした*。

*：環境省通知に基づく判定基準による(水質「AA」、「A」を「適」、水質「B」、「C」を「可」とする)。

環境衛生営業施設検査件数

年 度	検 査 件 数 (*)	
	施設数	検体数
平成 30 年度	365	1,113
令和元年度	390	1,539
令和 2 年度 (施設内訳)	92	497
旅 館	22	43
興 行 場	3	6
公 衆 浴 場	35	322
理 容 所	0	0
美 容 所	0	0
ク リ ー ニ ン グ 所	0	0
プ ー ル ・ 海 水 浴 場	10	32
温 泉 利 用 施 設 等	22	94

* 「環境衛生営業施設の監視指導時に現場で行った検査」及び「福祉保健センターまたは横浜市衛生研究所で行った検査」の合計件数

(2) 横浜市生活衛生協議会の自主管理事業の推進

環境衛生業者が組織する横浜市生活衛生協議会は、業者の自主的な努力により施設の衛生水準の向上を図っています。

令和2年度も前年度に引き続き、同協議会が実施する自主衛生管理事業(各店舗の拭き取り検査等*)に対して、検査実施方法及び検査結果に基づく改善対応に関する助言等を行いました。

* 理容所、美容所、旅館においては、拭き取り検査(細菌検査)、クリーニング所においては、検知管による検査(空気環境測定)、公衆浴場においては、簡易水質検査キットによる検査(遊離残留塩素濃度測定)を実施しました。

横浜市生活衛生協議会会員数(令和2年度)

理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	合計
745	611	167	57	14	1,594

2 住宅宿泊事業関係業務

平成30年6月に施行された住宅宿泊事業法に基づき、住宅宿泊事業の届出受理、住宅宿泊事業を営む住宅への立入検査及び衛生指導等を行いました。

住宅宿泊事業届出件数及び立入検査実施件数

年 度	届出住宅数	届出件数	変更届出件数	廃業届出件数	立入検査件数	相談対応件数
平成30年度	104	104	11	0	7	520
令和元年度	192	96	36	8	89	213
令和2年度	194	30	12	22	2	114

3 建築物衛生対策

建築物や受水槽等の衛生対策として、監視指導等により適正な衛生管理の指導・啓発を行いました。

建築物衛生関係施設数

年 度	特定建築物	建築物登録業	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽水道	簡易給水水道
平成30年度	1,424	455	143	6,537	7,500	10
令和元年度	1,428	456	143	6,388	7,251	10
令和2年度	1,442	450	137	6,249	7,061	9

(1) 建築物衛生対策事業

ア 特定建築物の監視指導等

特定建築物とは、不特定多数の方が利用する、一定規模以上の建物(事務所、店舗等)をいいます。このような特定建築物を対象に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)に基づく届出受付、監視指導を行いました。

特定建築物の届出件数及び監視指導件数

年 度	対象施設数	使用開始届出件数	変更届出件数	廃止届出件数	監視指導件数	相談対応件数
平成30年度	1,424	22	720	17	474	1,283
令和元年度	1,428	17	571	13	477	1,175
令和2年度	1,442	30	692	16	224	1,328

イ 特定建築物の事前指導

衛生的で維持管理しやすい構造設備とするため、特定建築物の空調設備、給排水設備等について設計段階での指導を行いました。

特定建築物事前指導件数

年 度	計	店舗	事務所	学校	旅館	その他
平成 30 年度	38	8	15	4	7	4
令和元年度	24	3	7	5	7	2
令和 2 年度	26	4	16	5	0	1

ウ 建築物登録業の監視指導

建築物登録業とは、特定建築物等の衛生管理業務を行う事業者で、従事者の資格や使用機材等の一定の要件を満たすことにより、横浜市長登録を受けた事業者をいいます。業務内容により 8 業種に区分されています。

このような登録事業者を対象に、令和 2 年度は 37 事業所の監視指導を行いました。

建築物登録業件数

年 度	総数	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質 検査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 虫等 防除業	建築物 環境生 活衛生 総合 管理業
平成 30 年度	455	97	31	3	8	165	31	64	56
令和元年度	456	101	31	4	8	162	34	63	53
令和 2 年度	450	97	30	4	8	161	33	62	55

(2) 受水槽等衛生対策事業

ビル・マンション等に飲料水を供給するため設置される受水槽等は、受水槽の有効容量（槽の中に実際に入っている水の量）等により、水道法または横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（以下「市条例」）に基づく衛生管理が所有者に義務づけられています。このような受水槽等を対象に、届出受付、監視指導等を行いました。

ア 専用水道、簡易給水水道の衛生対策

専用水道とは、地下水や水道水を水源として大規模な建物に給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を水源とする水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。これらの施設の設置者には、水道法または市条例で、定期的な水質検査の実施や衛生上の措置を講じることが義務づけられています。これらの施設を対象に、給水設備の管理状況に係る立入検査、水質検査結果に応じた指導等を行いました。

専用水道、簡易給水水道の届出件数及び監視指導件数

	年度	施設数	給水開始 届出件数	廃止届出 件数	変更 届出件数	立入指導 件数	相談対応 件数
専用水道	平成 30 年度	143	3	3	57	125	494
	令和元年度	143	1	1	53	142	467
	令和 2 年度	137	5	7	20	20	397
簡易給水 水 道	平成 30 年度	10	0	2	4	10	24
	令和元年度	10	0	0	1	11	26

	令和2年度	9	0	1	7	3	14
--	-------	---	---	---	---	---	----

イ 簡易専用水道、小規模受水槽水道の衛生対策

受水槽は、有効容量が10 m³を超える簡易専用水道と、有効容量が10 m³以下の小規模受水槽水道に分かれます。これらの施設の設置者には、水道法または市条例で、受水槽の清掃・点検のほか、次のことが義務づけられています。

(ア) 管理状況検査の受検

簡易専用水道、小規模受水槽水道（有効容量が8 m³を超えるもの及び受水槽が地下式のもの）の設置者には、年1回、検査機関による管理状況検査を受検することが義務づけられています。

(イ) 自己点検の実施、報告

管理状況検査の受検義務がない小規模受水槽水道（受水槽の有効容量が8 m³以下で、受水槽が地下式でないもの）の設置者には、年1回、自ら受水槽の点検を行い、結果を報告することが義務づけられています。

これらの施設を対象に、管理状況検査の結果等に応じた立入検査等を行いました。

簡易専用水道、小規模受水槽水道の届出件数及び監視指導件数

	年度	施設数	給水開始届出件数(※)	廃止届出件数(※)	変更届出件数(※)	立入指導件数	相談対応件数
簡易専用水道	平成30年度	6,537	46	236	1,397	606	1,665
	令和元年度	6,388	33	178	1,075	668	1,142
	令和2年度	6,249	59	193	1,495	220	1,373
小規模受水槽水道(>8 m ³)	平成30年度	959	56	153	423	30	280
	令和元年度	924	32	272	437	39	254
	令和2年度	897	45	198	586	20	286
小規模受水槽水道(≤8 m ³)	平成30年度	6,541	/	/	/	133	507
	令和元年度	6,327	/	/	/	152	561
	令和2年度	6,164	/	/	/	63	63

※ 小規模受水槽水道については、8 m³超と8 m³以下の合計

ウ 受水槽施設事前指導

受水槽施設の衛生を確保するためには、施設が管理しやすい構造設備を備えていることが必要です。そこで、「横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領」（平成4年10月1日施行）に基づき、施設の計画・設計段階の事前指導を行い、施設の衛生の確保を図りました。

受水槽施設事前指導実施件数

年 度	指導実施施設数
平成30年度	32
令和元年度	29
令和2年度	23

(3) レジオネラ症対策事業

レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌は、浴槽設備、給湯設備、冷却塔及び加湿器など、水や温水が循環・停滞する設備で増殖します。また、レジオネラ症は高齢者等が感染しやすいため、患者の発生を予防するためには、高齢者が利用する社会福祉施設や、病院等の市民が広く利用する公共施設における対策が重要です。横浜市では、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、衛生的な維持管理方法の啓発を行っています。

令和2年度は、社会福祉施設 665 件、公共施設 231 件に対して啓発を行い、設備の適切な維持管理について指導を行いました。

4 居住衛生対策

住まいを原因とする健康被害を予防するため、健康的で快適な住まい方の指導、啓発を行っています。

(1) 居住衛生推進事業

シックハウス症候群やダニ・カビの発生等に関する市民からの相談に対応し、必要に応じて訪問調査を行い、住まい方の改善方法を助言しています。

また、講習会を開催し、住まいの衛生に関する啓発を行いました。

相談対応件数

	ホルムアルデヒド	その他VOC	ダニアレルゲン	刺咬性ダニ	カビ
平成30年度	4	4	0	7	11
令和元年度	13	4	2	5	13
令和2年度	9	5	2	5	7

講習会開催件数

	生活衛生課主催	他課主催（両親教室等）
平成30年度	5	21
令和元年度	2	20
令和2年度	0	10

(2) 家庭用品衛生対策事業

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品の試買を行い、ホルムアルデヒド、有機水銀化合物などの化学物質等の試験検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

試験検査の結果、繊維製品（えり飾り）1 検体から有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律で定める基準を超えるアゾ化合物が検出されました。同一品の検査を実施した結果、基準値を超えるアゾ化合物が検出されたため、違反と確定し、当該品の販売者及び輸入業者に対し販売中止等の指導を行いました。

試買検査件数

	検査検体数	検査項目数	違反検体数	試買実施施設数
平成30年度	60	90	0	20
令和元年度	68	93	0	7
令和2年度	70	80	1	12

(3) 生活環境対策事業

地域の特性や実情に応じたねずみ、昆虫等の防除対策等を行っています。

ア ねずみ、昆虫等の相談対応

6,843 件の相談があり 543 件の現場調査を行いました。ハチに関する相談が最も多く、全相談件数の約 53%でした。

ねずみ、昆虫等相談対応件数

年 度	相談件数	相談件数の内訳						
	(総数)	ハチ	ダニ	ねずみ	ノミ	シラミ	ガ	その他

平成 30 年度	9,072	5,668	121	1,480	31	45	47	1,680
令和元年度	7,679	4,237	133	1,557	27	45	67	1,613
令和 2 年度	6,843	3,606	75	1,693	22	15	48	1,384

イ スズメバチ駆除対策

スズメバチ等による危害を防止し、市民の安全な生活環境を確保するため、ハチの危害や対処方法の啓発、駆除機材等の貸出しなどを行いました。

また、スズメバチの巣が作られた建物または土地の所有者・管理者の特定が困難かつ緊急性が求められる場合は市から委託業者へ駆除を依頼しました。

スズメバチ相談対応件数、駆除委託件数

	スズメバチ相談対応件数	駆除委託件数
平成 30 年度	2,279	1
令和元年度	1,729	2
令和 2 年度	1,624	3

ウ 水害発生時の感染症対策

水害発生時には、「横浜市防疫対策実施要領」に基づき、感染症の発生及びまん延を防ぐため、浸水した家屋等の現場調査を行い、適切な消毒・衛生対策の周知啓発を行っています。

令和 2 年度の浸水家屋等の調査件数は 0 件でした。

(4) 災害時生活用水確保事業

災害時に上水道が復旧するまでの間、井戸水を地域の方々の生活用水（洗浄水等）として提供いただける井戸を、災害応急用井戸として指定しています。

災害応急用井戸の指定実績

	災害応急用井戸 指定件数	指定申出 件数	新規指定 件数	指定解除 申出件数
平成 30 年度	2,374	10	10	102
令和元年度	2,316	6	5	63
令和 2 年度	2,014	1	1	303

19 斎場、墓地及び霊堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、火葬施設として斎場4か所、埋蔵収蔵施設として墓地5か所、遺骨の一時保管施設として霊堂1か所の管理運営を行っています。

また、火葬や墓地の需要に対応するため、新たな市営斎場や市営墓地の整備を進めています。

1 斎場の管理運営

(1) 久保山斎場

明治8年に開設、昭和2年に火葬炉11基を備えた施設に改築されましたが、老朽化により平成3年10月から改築工事に着手し、平成7年12月、火葬炉12基を備えた施設として竣工しました。

令和2年度実績 火葬件数：8,675件、休憩室使用件数：5,688件

(2) 南部斎場

平成3年9月、南部方面の火葬需要に対応するため、火葬炉10基、葬祭ホール2室を備えた施設として開設しました。

令和2年度実績 火葬件数：7,666件、休憩室使用件数：5,539件、葬祭ホール使用件数：615件

(3) 北部斎場

平成14年4月、北部方面の火葬需要に対応するため、火葬炉16基（うち予備炉2基）、葬祭ホール4室（うち2室は仕切りを外し、大ホールとして使用することが可能）を備えた施設として開設しました。

令和2年度実績 火葬件数：10,643件、休憩室使用件数：8,087件、葬祭ホール使用件数：1,240件

(4) 戸塚斎場

昭和14年に町村合併により引き継がれた施設で、昭和55年4月、火葬炉6基、小動物炉3基を備えた施設に改築しました。その後、平成2年10月、葬祭ホール2室を増設しました。

令和2年度実績 火葬件数：4,111件、休憩室使用件数：3,269件、葬祭ホール使用件数：509件
小動物焼却件数 個別火葬：2,206件、合同火葬：3,856件

(5) 民営斎場補助金

民営斎場利用者に対する市営斎場利用者との格差是正を図るため、平成7年12月から火葬料に対する補助金の交付を実施しています。

令和2年度実績 補助件数：1,847件

2 市営斎場の整備

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めています。

(1) 整備場所

鶴見区大黒町18-18ほか

(2) 整備火葬炉数

16炉（予備炉1炉を含む）

(3) しゅん工年度（予定）

令和7年度

3 墓地・霊堂の管理運営

(1) 久保山墓地（明治7年開設）

総面積：126,213㎡、区画数：14,470区画

(2) 三ツ沢墓地（明治41年開設）

総面積：50,302㎡、区画数：7,454区画

(3) 日野公園墓地（昭和8年開設）

総面積：278,928㎡、区画数：15,017区画、壁面式納骨施設：450基、合葬式納骨施設：6,000体分

(4) 根岸外国人墓地（明治35年開設）

総面積：7,610㎡、区画数：1,082区画

- (5) メモリアルグリーン（平成18年開設）
 総面積：約61,000㎡、芝生型納骨施設：7,500区画、合葬式樹木型納骨施設：3,000体分、
 合葬式慰霊碑型納骨施設：12,000体分
- (6) 久保山霊堂（昭和57年改築）
 家族納骨壇2,000基、焼骨短期保管施設910体、大式場、小式場
- (7) 日野こもれび納骨堂（平成30年4月1日供用開始）
 - ・自動搬送式納骨施設 6,500基
 - ・合葬式納骨施設 20,000体
- (8) 墓地管理料
 メモリアルグリーンは平成18年度から、久保山・三ツ沢・日野公園墓地については平成20年度から管理料を徴収し、管理業務の財源としています。
- (9) 使用者募集
 令和2年度は日野こもれび納骨堂（平成30年4月1日供用開始）と久保山・三ツ沢・日野公園墓地の募集を行いました。

4 市営墓地・納骨堂の整備

市民アンケート調査や、将来人口推計により、平成29年から令和18年までの20年間で、公民合わせて約10万区画の墓地整備が必要であると推計しており、増加する墓地需要に対応するため、次の墓地の整備・計画を進めています。

- (1) （仮称）舞岡墓園
 - ・芝生型納骨施設 6,000区画
 - ・合葬式樹木型納骨施設 1,500体
 - ・合葬式樹林型納骨施設 1,500体
 - ・合葬式慰霊碑型納骨施設 10,000体
 - ・合葬墓 1区画
- (2) 旧深谷通信所における公園型墓園
 - ・芝生型納骨施設 約15,000区画
 - ・合葬式納骨施設 約30,000体

火葬件数

年 度	総 数	10歳以上		10歳未満		死胎児	
		市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
平成30年度	30,806	29,189	627	59	3	531	397
令和元年度	31,471	29,628	676	62	2	551	552
令和2年度	31,095	29,695	583	60	1	455	301

休憩室使用件数（20人用は、南部斎場・北部斎場・戸塚斎場のみ）

年 度	総 数	40人用		20人用	
		市 内	市 外	市 内	市 外
平成30年度	24,063	21,810	345	1,873	35
令和元年度	24,112	21,501	381	2,207	23
令和2年度	22,583	20,259	292	2,000	32

葬祭ホール使用件数

年 度	総 数	市 内	市 外
平成30年度	2,462	2,456	6
令和元年度	2,366	2,353	13
令和2年度	2,364	2,355	9

小動物焼却件数（戸塚斎場のみ）

年 度	総 数	市民持込					コンテナ搬入		
		個別焼却				合同焼却	合同焼却		
		50kg未満	25kg未満	5kg未満	1kg未満		資源循環	動物園	動愛
平成30年度	6,536	58	763	1,127	141	2,281	1,530	34	602
令和元年度	6,575	39	827	1,223	199	2,367	1,352	75	493
令和2年度	6,062	40	741	1,219	206	2,095	1,277	26	458

民営斎場使用料補助件数

年 度	総 数
平成30年度	1,797
令和元年度	1,842
令和2年度	1,847

久保山霊堂使用許可件数

年 度	家族納骨壇 (基)	焼骨短期保管 (体)	式場使用（時間）	
			大式場	小式場
平成30年度	382	1,058	94	852
令和元年度	346	1,029	67	741
令和2年度	325	1,041	54	518

手数料徴収事務取扱件数

年 度	斎場	墓地・霊堂	メモリアルグリーン	日野こもれび納骨堂
平成30年度	1,156	2,455	413	66
令和元年度	1,239	2,445	384	104
令和2年度	1,384	2,203	391	79

墓地管理料収納額と件数

年 度	久保山、三ツ沢、日野 (墳墓地)		メモリアルグリーン (芝生型納骨施設)		日野こもれび納骨堂 (自動搬送式納骨施設)	
	収納額	件数	収納額	件数	収納額	件数
平成30年度	159,342,471	32,234	60,826,680	7,400	9,938,700	1,645
令和元年度	159,644,535	32,215	61,072,400	7,430	16,596,735	2,063
令和2年度	159,844,514	32,325	62,010,780	7,410	21,018,975	2,498

墓地使用者募集件数

年 度	久保山墓地 (区画)	三ツ沢墓地 (区画)	日野公園墓地			日野こもれび納骨堂	
			墳墓地(区画)	壁面式(基)	合葬式(体)	自動搬送式(基)	合葬式(体)
平成30年度	300	-	-	-	-	1,300	1,350
令和元年度	300	-	-	-	-	1,300	2,200
令和2年度	100	100	100	-	-	1,300	3,000

20 医療安全

横浜市では、『医療法』や『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）』などに基づく、病院、診療所、薬局等に対する許認可や監視指導を実施しています。また、安全・安心な医療を推進するため、医療安全相談窓口の運営や医療安全研修会を行っています。

1 許認可業務

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に基づく施設の許認可事務を行っています。

医務薬務関係業態別施設数及び申請等件数

令和3年3月31日現在

	総 数	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	施 （出 張 専 門 を 除 く） 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所
施設数								
平成30年度	24,023	132	3,047	2,105	93	3,542	405	19
令和元年度	24,377	133	3,087	2,109	95	3,646	484	19
令和2年度	24,669	133	3,098	2,100	101	3,726	493	22
申請等件数								
平成30年度	19,200	800	3,407	1,021	12	1,129	67	30
令和元年度	19,162	787	3,596	1,068	16	1,193	70	19
令和2年度	18,499	842	3,561	845	15	1,348	66	23

	薬 局	製 薬 局 製 造 販 売 業 品	製 薬 局 製 造 販 売 業 品	医 薬 品 販 売 業	販 高 度 管 理 医 療 機 器 ・ 貸 与 業	販 管 理 医 療 機 器 ・ 貸 与 業	再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	毒 物 劇 物 販 売 業	毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者	特 定 毒 物 使 用 者	特 定 毒 物 研 究 者
施設数											
平成30年度	1,568	102	102	808	1,728	9,271	21	977	63	6	34
令和元年度	1,602	101	101	805	1,774	9,322	21	983	58	5	32
令和2年度	1,626	101	101	817	1,828	9,429	22	977	58	5	32
申請等件数											
平成30年度	7,667	63	55	2,411	1,637	377	0	507	3	1	13
令和元年度	7,857	49	39	2,149	1,442	438	6	402	15	1	15
令和2年度	7,553	22	20	1,960	1,316	508	17	388	8	0	7

2 監視指導業務

(1) 医療監視指導

市内病院に対し、人員の充実状況や構造設備、医療安全に向けた取り組み状況などについて、医療監視（定期立入検査）として現地調査（実地検査）及び書類調査（書面検査）を行い、必要に応じて、より安全な医療の提供に向けた指導、助言を行っています。

また、有床診療所（19床以下）と助産所に対して、稼働状況等について毎年書類調査を行うとともに、定期的に現地調査（令和元年度から4年に1回）を実施しています。

そのほか、無床診療所に対して、新規開設や移転開設等を行った際に、書類調査を行うとともに、診療内容に応じて、一部の診療所には現地調査を実施しています。

医療監視指導件数（令和2年度実績）

	立入検査件数	書面調査件数	行政処分件数
病 院	49	0	0
診 療 所	50	191	0
助 産 所	0	0	0

(2) 薬事監視指導

医薬品等の品質及び安全性を確保するために、薬局、医薬品販売業者及び毒物劇物販売業者等の施設が医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に規定された構造設備を有するとともに、医薬品、毒物及び劇物の適正な取扱い又は管理などについて、立入検査（薬事監視）を行っています。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症に伴い、中止・延期をしました。

薬事監視指導件数

	監視件数	行政処分件数
薬 事 施 設	600	0
毒物劇物取扱施設	65	0

3 横浜市医療安全支援センター

横浜市医療安全支援センターでは、市民から市内の医療機関で行われている医療全般の相談・苦情を受け付ける医療安全相談窓口を設け、患者・家族と医療機関との信頼関係やコミュニケーション構築に向け支援を行っています。(令和2年度の相談件数：4,215件)

また、例年医療機関の従事者を対象に医療安全研修会(年3回開催)を行っていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年2回の開催とし、限定公開による動画配信研修としました。また、医療安全推進協議会(年3回開催)についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年2回の開催としました。医療安全推進協議会では医療安全相談窓口の運営方針等を審議していただいています。

相談種別(令和2年度)

	件数
不信・苦情	1,229
相談・質問	2,961
その他	25
計	4,215

相談手段

	件数
電話	3,984
面談	40
電子メール	185
手紙・FAX	6
その他	0
計	4,215

対象機関別

	件数
市立病院	89
市大病院	68
地域中核病院	147
その他の病院	735
診療所	1,132
歯科診療所	323
薬局	48
その他	68
なし	936
不明	669
計	4,215

相談内容分類

	件数
医療行為・医療内容	1,230
コミュニケーション	780
医療機関の施設	119
医療情報の取扱	190
医療機関案内	298
医療費	373
医療知識等を問うもの	835
その他	390
計	4,215

処理経過

	件数
問題点の整理、情報提供	2,624
他課や関係機関紹介	1,307
対象施設等への連絡	162
立入検査担当部署へ連絡	28
その他(中断など)	94
計	4,215

<主な紹介先関係機関>

関東信越厚生局神奈川事務所
 神奈川県医療保険課
 各区役所福祉保健センター
 県歯科医師会歯科電話相談窓口
 他都市医療安全支援センター
 法律相談関係
 薬の相談窓口

など